

官報

昭和六十一年四月十一日

○第百四回 衆議院會議録 第十九号

昭和六十一年四月十一日(金曜日)

議事日程 第十六号

昭和六十一年四月十一日

午後一時開議

- 第一 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案(内閣提出)
- 第六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

フィリピンに対する経済援助等に関する調査をなすため委員二十五人よりなる対フィリピン経済援助に関する調査特別委員会を設置するの件(議長発議)

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号

出、参議院回付

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案(内閣提出)

日程第六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

特別委員会設置の件

○議長(坂田道太君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。

フィリピンに対する経済援助等に関する調査をなすため委員二十五人よりなる対フィリピン経済援助に関する調査特別委員会を設置したいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

ただいま議決されました特別委員会の委員は追って指名いたします。

○議長(坂田道太君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右両回付案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(坂田道太君) 年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(参議院回付)

進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の参議院回付案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(坂田道太君) 両案を一括して採決いたします。

両案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、日程第二、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長山崎拓君。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

特別委員会設置の件 年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参議院回付)

外一案 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案外一案

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案外一案 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案 郵便貯金法の一部を改正する法律案

五五六

〔山崎拓君登壇〕

○山崎拓君 たいだいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、我が国が本格的な高齢化社会を迎えるに当たり、中小企業退職金共済制度をより一層充実強化するとともに、その積極的な普及を図るため、所要の改善を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、掛金月額の最低額を千二百円から三千円に、最高額を一万六千円から二万円にそれぞれ引き上げること、

第二に、転職前の掛金納付月数が二十四日以上であるときは、退職の理由のいかんを問わず、掛金納付月数を通算することができるようにとすること、

第三に、中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合は、事業主が本制度へ加入すること及び掛金月額を増額することを促進するため、掛金の負担軽減措置を講ずることができるようにとすること、

第四に、余裕金の運用方法の範囲を拡大し、被共済者を被保険者とする生命保険の保険料の払い込みを加えるものとすること、

第五に、事業団等が行う掛金の負担軽減措置に要する費用を国が補助することとし、退職金給付に対する国庫補助は廃止すること等であり、

本案は、去る二月十三日付託となり、三月二十五日林労働大臣から提案理由の説明を聴取し、四

月八日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改善に準じて引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対して引き続き国債による特別給付金を支給しようとする等であり、

本案は、去る二月十七日に付託となり、三月二十日井厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 港湾整備緊急措置法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第三、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長山下徳夫君。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔山下徳夫君登壇〕

○山下徳夫君 たいだいま議題となりました港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和六十年代においても、貨物輸送の合理化、海外に依存する各種資源の安定的確保、港湾の利用の高度化への対応、地域振興のための基盤施設の整備、船舶航行等の安全性の向上、港湾及び海洋の環境の整備等の必要性が増大している実情にかんがみ、港湾の整備を引き続き強力かつ計画的に実施するため、昭和六十一年度を初年度とする新しい港湾整備五カ年計画を策定することとしようとするものであります。

本案は、去る二月二十五日本委員会に付託され、三月二十八日三塚運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月八日質疑を行いました。

その質疑の主な事項を申し上げますと、新港湾整備五カ年計画の投資規模、重点事項の内容及び今後の港湾整備のあり方等についてであります。その詳細は委員会議録によって御承知願いた

いと存じます。

かくて、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第四、郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長宮崎茂一君。

郵便貯金法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔宮崎茂一君登壇〕

○宮崎茂一君 たいだいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、郵便貯金振興会の経営の活性化のため、その役員を選任が自主的に行われるようにする等により、その経営の自立化を図るとともに、郵便貯金業務の総合機械化の進展等に伴い関係規定の整備を図るものとするもので、その主な内容は、

第一に、郵便貯金振興会の役員である理事長及び監事の選任については、郵政大臣の任命を認可に改めること、

第二に、郵便貯金振興会に、その運営に関する重要事項を審議する機関として評議員会を置くこと、

第三に、その他郵便貯金の取り扱いに関する事務手続的事項の省令委任を行うこと等所要の規定の整備を行うこととしております。

本案は、二月二十五日本委員会に付託され、四月三日佐藤郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、九日質疑を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案

は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案
(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第五、農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長大石千八君。

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔大石千八君登壇〕

○大石千八君 たいい議題となりました農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、農業改良資金の政府貸付金等の財源を緊急に確保するため、昭和六十一年、六十二年年度限りの特例措置として、日本中央競馬会の特別積立金の一部をその財源に充てる措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月十四日本委員会に付託され、三月二十五日羽田農林水産大臣から提案理由の説明

を聴取し、四月九日質疑を行い、同日質疑を終局いたしましたところ、自由民主党・新自由国民連合から、法律の施行期日を公布の日に変更する修正案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第六、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長志賀節君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔志賀節君登壇〕

○志賀節君 たいい議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を報告させていただきます。

本案の内容は、スペインのバルセロナに総領事館を設置するとともに、同総領事館に勤務する在外職員に在勤基本手当の基準額を定めようとするものであります。

本案は、二月五日本委員会に付託され、三月二十七日安倍外務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、慎重に審査を行いました。

質疑におきましては、バルセロナに総領事館を設置する理由、円高の影響による在勤基本手当の支給状況、我が国の経済協力の方策、広範多岐にわたる質疑応答が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、四月十日質疑終了後、宮下創平君外一名から、施行期日の「四月一日」を「公布の日」に改める修正案が提出され、趣旨説明の後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。以上、報告させていただきます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号

老人保健法等の一部を改正する法律案についての今井厚生大臣の趣旨説明 老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する辻一彦君の質疑

五五八

よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

老人保健法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（坂田道太君） この際、内閣提出、老人保健法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣今井勇君。

〔國務大臣今井勇君登壇〕

○國務大臣（今井勇君） 老人保健法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

人口の高齢化が急速に進む中で、老人医療費の増加は避けられないところでありますが、最近著しい伸びを示しております老人医療費を適正なものとし、国民がいかに公平に負担していくかということは、老人保健制度を長期的に安定したものとしていく上で不可欠の課題であります。

また、人口の高齢化に伴い、今後急増すると予想される寝たきり老人等の要介護老人に対し、保健、医療、福祉を通じた総合的な施策の展開が求められております。

こうした状況を踏まえ、老人保健制度を幅広く見直すこととし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、一部負担の改正であります。

現在、外来の場合一月四百円、入院の場合二ヵ月を限度として一日三百円となっておりますが、これを改め、外来については一月千円に、入院については期限を撤廃して一日五百円に改定すること

といたしております。増大し続ける老人医療費の負担の現状にかんがみ、健康に対する自覚と適正な受診、さらには世代間の負担の公平という観点から、被用者保険本人や在宅療養者とのバランスも勘案して、定額制を維持しつつ、一部負担金の額の引き上げをお願いするものであります。

第二は、加入者按分率の引き上げであります。

昭和六十一年度の六月一日以降八〇％、昭和六十二年以降は一〇〇％に引き上げることとしております。老人医療費につきましては、一人当たりで他の世代の五倍となっているため、老人加入率の高い保険者は老人医療費の負担は重たいものとなっております。各保険者間の老人医療費の負担の不均衡は一層拡大しております。このため、加入者按分率を引き上げ、どの保険者も同じ割合で老人を抱えるようにし、負担の一層の公平化を図ることといたしております。

第三は、老人保健施設の創設であります。

寝たきり老人等の要介護老人にふさわしい医療サービスと生活サービスを提供する施設として、老人保健施設を創設するとともに、この施設を利用する老人に対する新たな給付として、老人保健施設療養費を支給することとしております。これらの施策を講ずることにより、国民が安心して老後を託せる老人保健制度を確立しようとするものであります。

以上のほか、医療保険各法に準じて特定療養費制度を導入するとともに、老人保健施設の創設に伴う医療法、社会福祉事業法の改正なども行うこととしております。

また、医療保険各制度を通ずる老人医療費の公平な負担を図るため、国民健康保険法を改正し、

正当な理由がないのに保険料を滞納している者に對し、給付を一時差しとめる等の措置を講ずることといたしております。

なお、この法律の施行期日は、本年六月一日からとしておりますが、老人保健施設に関する事項は公布の日から起算して一年六ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日から、また、関係審議会への諮問に関する事項は公布の日からとしております。

以上が老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。（拍手）

老人保健法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（坂田道太君） ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。辻一彦君。

〔辻一彦君登壇〕

○辻一彦君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま提案されました老人保健法等の一部を改正する法律案に対し質問をいたします。

今、お年寄りの皆さんの有病率は、昭和四十年の一八％から五十九年の四七％へと、急速にふえているのであります。これは、老人保健法の対象には、経済成長期において、老後の健康を著しく損なうほどに働き過ぎた国民が多数含まれているということでもあります。このお年寄りは、三、四十年一生懸命働いて、老後はお医者さんにかかって心配は要らない世の中になったと思ったのもつかの間、五十八年二月から一部負担が導入され、さらに今回の改悪によって、六ヵ月入院した

場合、患者負担は今の一万八千円から九万円と五倍に、一年間では十八万円と十倍にはね上がるものであります。このように長年働いたお年寄りに重い負担を強いる法改悪は、福祉国家の重大なる後退と言わなくてはなりません。（拍手）

また、現役サラリーマンの保険からの拠出が、老人医療費の伸びとリンクをして歯どめなく増大する危険を回避するため導入されたのが、現行のシステム、すなわち拠出の増加率を高齢人口の伸び率以下に抑えるというルールなのであります。したがって、按分率の変更によってこれをなくするということは、今後、被用者保険からの拠出に歯どめをなくしてしまふ暴挙と言わなくてはなりません。我々は、断じてこれを許すことはできません。これについてどうお考えであるか、総理の御意見を伺いたいと思っております。

さらに、中曽根総理にお尋ねをいたします。

そもそも、国民に負担の増加を求める場合には、二、三十年間の中長期的な計画を示して、政府としてもこのように努力をするから、国民の皆さんもよろしくというのが筋ではないでしょうか。ところが、老人医療費に占める国庫負担の割合は、今の三八・五％が昭和七十五年度に三四％まで落ち込むというもので、話は全く逆なのであります。総理、いかがにお考えになるか、お伺いしたいと思っております。

今日の高齢化社会の中で、寝たきり老人や痴呆性老人の看護、介護問題は、大きな問題となっております。人間は、将来どんなに体が不自由になっても、できる限り病院や施設に入らずに家族に見てもらいたいと願っております。しかしまた、寝たきり老人の家庭における看護、介護は、家族

にとり重い負担であることも事実であります。私の周辺におきましても、長い間寝たきり老人の重介護に苦しんでいる家族がありますが、せめて月に一日は介護休日が欲しいと訴えております。この切実な声にこたえることは、焦眉の急と言わねばなりません。

これらの願いにこたえるためには、一つには、医療、機能訓練、看護及び介護など専門的なサービスを出来る限り在宅配をするシステム、二つには、小学校区に一カ所程度、整備された地域の介護施設が、いわゆる中間施設の役割に加えて、日帰りの利用や短期利用の機能をあわせ持つようにすること、三つ目には、住宅の構造や設備の改善を助成すること、以上の三条件が不可欠と考えますが、総理の方針を承りたいのであります。

一方、政府案の老人保健施設は、病院と比べて医師、看護師が少なく、特別養護老人ホーム、これに比べて介護職員が少ないという構想であります。これでは、医療費と措置費の単なる削減策にすぎないのではないかとさえ思われるのであります。厚生大臣、この点はいかがでありますか。厚生省は、昭和七十五年度までにこれを二十八万床整備するとし、その結果、同年度までの老人医療費の伸びを二〇程度抑制できるといふのであります。一体どんな根拠でこのような予測が成り立つと言ふのか、また、それは病院病床の転用及び特別養護老人ホームの転用なのかについて明らかにすべきであります。

なお、老人保健施設の機能の一つとして、リハビリテーションを挙げているにもかかわらず、作業療法士、理学療法士、言語訓練士など専門職員

の配置が方針化をされていないことは、まことに不可解と言わなければなりません。政府は、まず、リハビリ専門職員の需要を予測し、これに基づいた養成計画を策定すべきであり、また、言語訓練士の身分法制定の必要もあります。これらの点について、厚生大臣の具体的な方針を聞かせていただきますのであります。

次に、提案理由でも指摘された老人医療費の適正化についてであります。

果たしてこれを適正化できるかどうかは、投薬、注射の繰り返しによつては効果が上がらない長期慢性病患者に対し、第一線の医師がどう取り組むかにかかっているのではないのでしょうか。そうだとすると、患者に生活指導のできる医師、すなわち家庭医または生活医を養成しなくてはなりません。このため、医師の臨床研修において、専門医でなく家庭医重視のカリキュラム、すなわち総合ローテート方式の普及徹底を図らねばならないと思ひますが、関係大臣の姿勢を明らかにしていただきますのであります。

特に、僻地の医師を養成する自治医大の責任は大きいのではないのでしょうか。なぜなら、僻地は既に超高齢化社会であり、したがって、これを担当する医師は、長期慢性疾患のエキスパートでなければならぬからであります。このように考えますと、自治医大は、慢性病を中心とする生活医学、生活療法のセンターへと発展させねばならないと思ひますが、自治大臣の御見解をお伺ひいたします。

なお、差額室料やお世話料といった法外負担を一切なくすることが、医療費適正化の第一歩ではないでしょうか。民間医療保険がこれらの負担を

カバーし始めた今日、法外負担の規制は極めて困難になつてきたと思ひますが、厚生大臣の見解を伺うとともに、保険業界の開発する疾病保険の認可に当たつてどのような方針で臨まれるか、大蔵大臣の方針を承りたいと思ひます。

なお、国民健康保険料の滞納者にかかわる法改正は、老人保健制度とは切り離して提案すべきであります。大体、医療機関のない僻地ほど保険料が異常に高いという制度矛盾をほつておいて、それを払えない者におきやうを据えるということ、このことは、理不尽のきわみと言わなくてはなりません。今、国保の保険料の一番高いのは北海道網走市で、世帯員二人当たり平均年額六万一千五百円にも上り、四人家族ならば、何と年間に二十五万円近く納めているのであります。このように高い保険料を払つても自己負担は三割という現状では、滞納が多くてもやむを得ない一面があると考えるべきではないでしょうか。このため、給付率の改善、保険料免除枠の拡大、都道府県ごとの財政調整、そして国庫負担率の引き上げなどが急務であると考えますが、厚生大臣、いかがでしょうか。

農山村では、子供を一人でなく二人、三人と育て、教育をし、若い労働力として都会に送つております。加えて、老後の社会保障の不備のため、退職後農山村にUターンする高齢者も少なくありません。このため特に、山村僻地は高齢人口が高く、したがって有病率は高く、国民健康保険は赤字となるのは当然であります。言うなれば、これは日本の高成長、経済大国を支えたためであり、したがって、この赤字を国庫負担で埋めるのは自明の理であり、当然なことでもあります。過疎地市

町村に対しては、国庫負担の特別増額という新たな制度をつくるべきでないか、前向きな答弁を期待したいのであります。

私の好きな言葉に、老壮青の三結合というのがあります。家庭も地域も世の中もよくなるには、青年の情熱、壮年の行動力と分別、老年の豊かな人生経験が結びつかなくてはならないということがあります。それには、第一に健康が必要であり、お年寄りの健康維持のためにどう対処しているかを総理にお伺ひいたします。(拍手)また、最近、村や町でお年寄りによるゲートボール等のレクリエーション活動が非常に盛んであります。これらの施設等を拡充することも大切と思ひますが、その対策はどうか、総理にこれもお尋ねいたします。

最後に、このような老人医療や福祉の後退は、高齢者のみならず、壮年、中堅層にも、将来の病気の不安に備えてさらに貯蓄を高めることにならないか。このことは、国内外から要求されている日本経済の内需拡大への大きな支障となるおそれがあります。政府は、八日の経済対策閣僚会議で、内需拡大のための総合経済政策を決めたが、このような考え方が欠落しているのではないのでしょうか。内需拡大のためにも、貯蓄性向を高めるおそれのある本法案の撤回と福祉の充実を総理に強く要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 辻議員にお答えをいたします。

まず、加入者按分率の引き上げの問題でございますが、老人保健制度の長期安定を図るという観

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号

老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する辻一彦君の質策

五六〇

点から、老人加入率の格差による負担の不均衡を是正し、どの医療保険も同じ割合で老人を抱えるようにすることにより、老人医療費の負担の公平を図るものでございます。したがって、被用者保険の拠出金について、御指摘のような歯どめをかける措置を設けることは適当でないと判断したものでございます。

次に、老人医療費の中長期的見通しでございますが、ことしの予算におきましても、社会保障費が大体九兆八千億円で、その中でも、老人医療費がたしか四兆二千億ぐらいに及んでいっていると記憶しております。しかも大体、医療費は毎年毎年自然増でふえつつあります。そういうような状況を踏まえまして、いかに国民が公平に負担して、長期的に、安定的にこの制度を維持していくかというところが我々の関心事でございます。今回の改正は、このような観点から、老人保健制度を長期的に安定させ、二十一世紀においても国民が安心して老後を託せるようにするものでありまして、単に国庫負担の削減を目的とするものではございません。これらの負担の内容等については、厚生大臣から御答弁申し上げます。

次に、地域在宅福祉のための政策でございますが、御提唱の三条件については、寝たきり老人等の在宅対策を進める上で、極めて重要なものと認識しております。今後は、高齢者の方々ができるだけ家庭で生活していけるよう、御提唱の点を踏まえつつ、在宅対策に重点を置いてまいりたいと考えております。

次に、老人の健康を増進する方策も極めて重要であります。若いときからの病気の予防あるいは健康管理ということは非常に重要でありまして、

その効果も大きいのでございます。したがって、今後とも、この事業を積極的に推進してまいりたいと思っております。

老人のレクリエーション施設、特に例えば、ゲートボール等の施設につきましては、老人クラブ等を通じて社会参加の一環としても、積極的に御参加を願えれば非常に結構であると思っております。そして、このような老人福祉センターの整備には、積極的に協力してまいれる所存でございます。

次に、総合経済対策と福祉の問題でございますが、去る八日に決定した政策は、内需を中心とした景気の維持拡大を図るものであり、大体一兆円に及ぶ電力、ガスの料金引き下げ等の円高差益の還元は、個人消費の拡大に資するものであります。

さらに最後に、老人保健法案を撤回する考えはございません。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣今井勇君登壇〕

○国務大臣(今井勇君) 辻先生にお答え申し上げます。

まず、将来の老人医療費の負担に関するお尋ねでございますが、仮に今後の老人医療費につきまして、過去の趨勢を基礎として一定の前提のもとに現時点で可能な限りの試算を行いますと、老人医療費は、昭和六十一年度約四兆二千億円で、二十一世紀に入る七十五年度には約十五兆五千億円になるものと見込まれております。また、この間に

国庫負担は、約一兆六千億から約五兆四千億円になるものと見込まれます。今回の改正によりまして国庫負担の割合が低下するとの御指摘でありま

すが、これは、医療保険制度間の負担の不均衡を是正することによりまして、国民健康保険の拠出金が軽減することに伴うものでございまして、国庫負担の削減を目的として改正を行った結果ではございません。

次に、老人保健施設についてありますが、人口の高齢化とともに増大いたします寝たきり等の要介護老人のために、医療サービスと生活サービスをあわせ持つ新しい施設が必要とされております。老人保健施設は、このような観点から、要介護老人の多様なニーズに対応する施設として、今回制度化するものでございまして、単なる医療費や措置費の削減をねらいとしたものではございません。

また、老人保健施設の医療費に及ぼす影響についてであります。老人保健施設は、手厚い看護や介護を提供する施設でございまして、その整備を進めることによりまして、いわゆる社会的入院の解消が図られまして、中長期的には老人医療費の適正化にも資するものと考えております。仮に昭和七十五年度までに三十万床程度の整備を図るという前提を置いて長期的に推計をいたしますと、老人医療費の伸び率は、現状のままの場合に比べまして、約二ポイント程度低下するものと見込まれます。この老人保健施設の整備に当たりましては、地域におきまして要介護老人の実態を踏まえ、病院の病床転換や特別養護老人ホームへの併設などを重点に、段階的に整備を進めていくことといたしております。

次に、リハビリ専門職員についてであります。近年、理学療法士、作業療法士の養成に格段の努力を行ってきたところでありまして、その将

来の需給見通しにつきましては、昭和五十八年に医療関係者審議会から意見書をいただきまして、現状の養成体制で昭和六十七年ごろには需要と供給が均衡するものとされております。したがって、現段階におきまして新たな養成計画を策定することはないと考えておりますが、今後、需給の動向を見きわめながら適切に対処してまいりたいと考えております。なお、老人保健施設の職員配置につきましては、リハビリ専門職員のあり方を含めて、老人保健審議会での審議を踏まえ検討することとしております。また、いわゆる言語訓練士につきましては、その業務内容などにつきまして関係団体間で合意が得られておりませんことから、現在のところ関係団体の調整を見守っているところでございます。

次に、医師の臨床研修についてありますが、医師が地域医療におきまして通常見られます疾患に幅広く対応できますように、昭和六十年年度から特定診療科に偏らない総合的な研修を行います総合診療方式を導入するなど、施策の充実に努めているところでありまして、なお、プライマリケアの中心的な担い手としたしめた家庭医が必要であると考えておりまして、現在、家庭医に関する懇談会を設けて、検討を進めているところでございます。

次に、いわゆる保険外負担についてであります。このうち、差額ベッド代につきましては、その負担を適正な範囲のものとするように指導してきております。また、いわゆるお世話料につきましては、保険給付と重複するものにつきまして、その是正について指導を行っているところであります。今後とも、こうした指導の徹底を図ってま

いる所存であります。

最後に、国民健康保険に関するお尋ねについてであります。近年、保険料の滞納が増加いたしました。保険料を納めていられる方が滞納している方との間の負担の不均衡が拡大をきてきております。このため、負担の公平化を図る観点から、滞納者のうち、特に悪質な者について保険給付を一時差しとめることとしておりますが、これは、負担の公平化を図ろうとする今回の老人保健法の改正と趣旨、内容につきまして密接な関係を持つておりますことから、同一の法案によりまして御提案をするものであります。国保の給付率の問題につきましては、医療保険制度の一元化との関連におきまして検討してまいりたいと考えております。次に、国保の保険料の減免につきましては、本年度もその軽減基準額の引き上げを図っております。

国保の国庫負担につきましては、現在、医療給付費の二分の一という高率の補助を行っているところでございます。現下の厳しい財政事情から見ても、補助率の引き上げというのは極めて困難と考えております。また、国保の財政調整につきましましては、財政調整交付金の仕組みや各都道府県ごとに実施されております高額医療費の共同負担事業によりまして、市町村間の財政力の格差の是正を図っているところでございます。こういった措置を通じて、過疎地の市町村に対しましても配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣小沢一郎君登壇〕

○国務大臣(小沢一郎君) 辻先生にお答えいたします。

昭和六十一年四月十一日 衆議院会議録第十九号

自治医大は、御承知のとおり、医療に恵まれな

僻地等における地域医療に進んで挺身する気概と高度な医療能力を有する臨床医の養成を目的といたしまして、全国の都道府県が共同してつくったものでございます。僻地、離島等におきましては、あらゆる疾病に適切に対応する必要があります。包括医療の実践が現実問題として要請されております。したがって、大学卒業後、県立病院等で実施される臨床研修におきましても、できるだけ多くの診療科にわたりますように研修が行われるよう努めてきておるところであります。今後ともその方針を徹底させていきたいと考えております。

次に、いわゆるセンターのお尋ねでございます。自治医大を卒業しました医師の勤務する地域におきましては、高血圧等の慢性疾患患者が多く見られる傾向にございまして、これらに対する医療及び生活指導が重要であると私も考えております。したがって、自治医大では、僻地等の医療需要の実態に即した教育内容の整備に努めるとともに、関係者に対する医学知識や技術の普及向上のための研修会等の充実を図るよう、今後とも督促してまいらる所存であります。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) 私に対する最初のお尋ねは、生命保険会社及び損害保険会社が行います公的保険制度を補完する医療保険、このことについてでございます。

民間医療保険は、疾病、傷害という保険事故に対して給付を行う保険でありまして、生命、損害両保険会社から、それぞれの特色を生かした商品が販売されておるところでございます。当局としては、国民のニーズ及び公的医療保険制度との関係に十分配慮をしながら、保険としての健全性も念頭に置いて認可をしております。今後とも、基本的にそのような考え方で対処していく所存でございます。

次は、国保保険料対策についての御意見を交えた御質疑でございますが、厚生大臣からもお答えが既にございました。国民健康保険の保険料の納付に際しては、所得に応じて保険料の一部が軽減されることとなっておりますが、この保険料軽減措置のあり方につきましては、被保険者間の負担の公平及び保険財政の安定化等の観点から検討されるべき問題と考えております。また、現在、国民健康保険に対しましては、厚生大臣のお答えにもありましたように、給付費の二分の一という多額の国庫負担を行い、その配分に当たりましては、財政調整交付金によって保険者の財政状況等に対処して、きめ細かな配慮をしておるところであります。さらに、老人人口の差から生じます負担の不公平を解消するため、現在、加入者按分率の引き上げを内容とするまさに老人保健法改正案を御提案しているところでございます。老人人口の多い過疎市町村のためにも、老人保健法改正案の早期成立をぜひともお願いする次第であります。

(拍手)

○議長(坂田道太君) 森田景一君。

〔森田景一君登壇〕

○森田景一君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま趣旨説明の行われました老人保健法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に若干の質問を行うものであります。

人生八十年時代を迎え、超スピードで高齢化社会が進行している中で、昭和四十八年度から発足していた老人医療費公費負担制度、いわゆる老人医療無料制度は、老人の方々に大変喜ばれましたが、医療費の支払い側や診療の受け方等をめぐりさまざまな問題が生じたために、疾病の予防、治療、機能訓練等を一貫した総合的保健事業を実施することを条件として、医療費の一部負担が導入された老人保健法が昭和五十七年に創設されました。創設当時は、予防、治療、リハビリテーションの一貫体系的老人保健法は、画期的なものと評価されたものでありましたが、法律施行後におきましても、保健事業の総合的実施は遅々として計画どおりに進まず、その対策の強化が問題視されておりました。

そこで我が党は、昨年、老人対策緊急百億円プランと銘打ち、その強化を図ってきたところであります。すなわち、一、専門保健福祉施設の整備のため、特別養護老人ホームの施設整備を追加すること。二、寝たきり老人訪問保健指導の徹底。三、在宅介護支援体制の強化、すなわちホームヘルプサービスの改善、ショートステイ、デイサービス実施箇所数の増加等。四、在宅寝たきり老人介護控除制度の創設。五、ひとり暮らし老人などのための住宅対策の確立。六、老人問題に関する総合研究機関の設立等を提唱したのであります。幸いこのプランは、各党の御理解をいただきまして、六十一年度予算に大きく反映され、その実現の運びとなりました。しかしながら、政府の老人福祉サービスは、なお公的施策の立ちおくれが目立ち、社会保障制度審議会からも、「在宅福祉の在り方について」との指摘を受けているところ

老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する辻一彦君の質疑

るであります。

我が党は、こうした状況を一日も早く打開するため、本年も健康アップ緊急百五十億円の提案を行い、予算の修正要求に盛り込んだところであります。

その内容は、一、家庭婦人等の健康診査体制の拡充整備。二、がん予防検診の充実。三、健康増進対策の充実。四、エイズ対策の推進。五、中毒一〇番体制の整備充実。六、中間施設整備促進。七、独居老人健康コールシステムの確立などでありますが、これも是非でも実現せしめ、福祉の後退に歯止めをかけなければならないものであります。

以下、順次質問に入りたいと思います。

まず質問の第一は、中間施設についてであります。

中間施設の整備については、関係各方面から強い要望のあるところであります。本改正法案にも、老人保健施設として、この中間施設を創設することが提案されております。本年度は、病院併設八カ所、特別養護老人ホーム併設二カ所の合計十カ所をモデル実施する計画であります。施設の内容は、現行の老人病院と特別養護老人ホームとの両方の機能を同時に備えた中間施設を考えているようにありますが、政府も定義が必ずしも定着していないと答弁しております。この中間施設についてはなお性格がいまいであります。

十分であります。各種タイプのモデル中間施設をもっとつくるべきであります。健康アップ緊急百五十億円のプランでも、中間施設整備の国庫補助を増額し、特養老人ホーム、病院の中間施設化及び新施設を含め、モデル実施箇所を大幅にふやし、速やかに制度化を図るよう要望しているところであります。総理、大蔵、厚生各大臣の御所見を承りたい。

質問の第二は、中毒一〇番についてであります。

筑波大学の中毒一〇番が資金難により廃止されてから、もう一年を経過しております。この間、中毒一〇番の復活を求める声は大きく、増田前厚生大臣は昨秋までには復活させると約束されましたが、約束が実現しないまま辞任されてしまいました。しかし、関係者の方々は、大変な努力を重ねられまして、中毒一〇番を財団法人中毒情報センターとして復活させる寸前まで参りましたが、財団法人設立にあと一步のところまで踏み込んでいる状態です。電力、ガス会社では一兆円に上る円高差益を消費者に還元することを決めたが、円高差益のほんの一部、一億円か二億円をこの財団設立資金に寄附してもらえれば十分です。生命尊重の立場に立てば、これは直ちに解決すべき問題であります。それがスタートできないというのは、中曽根内閣が生命を軽視しているからだと言われても仕方がないであります。本来、中毒一〇番のような重要な仕事は、国の責任で対処すべきものであります。総理はどう対処されるおつもりであるか、明確な答弁を求めるものであります。

質問の第三は、老人医療費一部負担金の大幅引

き上げについてであります。

本改正案では、外来自己負担が、現在一月四百円であるのを一月千円に引き上げ、入院自己負担については、現在一日三百円を二カ月間だけ支払えばよいものを、今度は入院全期間にわたって一日五百円にしようというものであります。これは通院の場合では、月二・五倍の大幅値上げであります。入院の場合は、さらに厳しく、一カ月の入院費が現行九千円であるのに、これが一万五千円になります。しかも、二カ月の限度期間が撤廃されると、一年間の入院生活では、現在の一万八千円から約十八万円と、一挙に十倍に負担がふえることとなります。入院の場合は、このほかに基づ外支出の差額ベッド料や付添看護料がありま

す。全国の老人団体や東京都の付添看護料調査で、月額十万円以上の負担をしている人が百二十人中五十人を超えております。お年寄りは、年金受給額も少なく、退職老齢年金の受給額も低い。そうした中で、このように大幅な負担金引き上げは、弱者切り捨ての暴挙であると言わざるを得ません。

老人保健法は、本来、健やかに老い行くための壮年期からの健康対策立法であり、疾病予防の充実、老人医療の質の向上が柱であり目的であるにもかかわらず、その本質を忘れ、単に保険財政の収支のつじつま合わせの医療費収支法に変質させているとしか言いようがありません。老人に負担増を求める前に、多額の差額ベッド代、紙おむつ代、寝具代等の保険外負担等を解消するか、軽減を図るべきであります。総理及び大蔵、厚生各大臣の答弁を求めるものであります。

質問の第四は、加入者按分率の引き上げについ

てであります。

老人保健制度では、老人医療費の各保険制度からの拠出金については、全体の五〇％を医療費の実績額、すなわち医療費按分、五〇％は、老人加入率を全加入保険者平均に置きかえて計算し加入者調整した額、すなわち加入者按分との合計額となっております。今回の改正案では、加入者按分率を六十二年六月から八〇％、六十二年以降を一〇〇％にしようとするものであります。老人の医療費を国民全体で公平に負担するとの趣旨そのものは理解されるものの、加入者按分率や一部負担金などの引き上げには理論と実態とのギャップがあり、通常、激変緩和措置がとられなければならない。それをあえて急激に大幅引き上げを強行しようとしている背景には、中曽根内閣の福祉切り捨て政策が強く影響しているからだと言わざるを得ないのであります。

すなわち、昭和六十一年度の厚生省予算要求案では、国庫負担ベースで一兆五千億円の当然増が予定されていたにもかかわらず、例外的増枠経費が四千億円ほど認められただけで、結局、差し引き一兆一千億円を削減しなければならなかったと伝えられております。この一兆一千億円を削減するために、老人保健法から一千九百億円ひねり出そうというわけでありまして、そこで、加入者按分率を八〇％に引き上げれば、国民健康保険の拠出金が二千九百億円減少し、それに伴って国庫負担金は一千九百億円減少して、ちょうどそろうが合う勘定になります。激変緩和措置も何もあつたものではございません。福祉切り捨て政策そのものと言っても過言ではないであります。加入者按分率の引き上げを急ぐ前に、おくられている保健事

業の計画達成やリハビリ、すなわち福祉施設の充実強化こそ肝心であります。また、人口高齢化に伴う医療費や年金等の社会保障関係費は、大幅な増が見込まれていることから、別枠予算にして福祉の後退をとめるべきであるとの議論が盛んになっておりますが、政府としてはどのように対処されるお考えであるか、あわせて答弁をお願いいたします。

質問の第五は、老人問題総合研究機関の設立についてであります。

我が国の高齢化は、平均寿命の伸長と出生率の低下によりまして、確実に進行しております。総人口に占める六十五歳以上の人口比率、すなわち高齢化率は、五十九年には九・九％に至りましたが、七十五年には一五・六％に達すると推定されております。老年人口は毎年三ないし四％ずつふえておりまして、八十五年ごろから年少人口を上回ると見られております。高齢化の進展に伴い、寝たきり及び痴呆性老人の発現が問題になってまいります。高齢者が病気がちになることも避けられませんが、高齢者とは何か、なぜ老化するのか等々、そのプロセスは解明されておられません。

今後、医学的老化研究は、生理的老化と病的老化の二つの側面から推進する必要があるとされております。しかし、我が国における老化研究はかなりおくれれておりまして、現在、全国レベルで研究の総合的役割を果たす機関はありません。老化研究機関としても、東京都老人総合研究所、日本医科大学老人病研究所、その他東大、京大などの老人教室、国立精神衛生研究所、国立理化学研究所などが挙げられる程度であります。米国、ソ連を初め諸外国は、老化研究専門の国立研究機関を

設置しております。我が国でも、早急に研究体制を確立する必要がありますが、総理の決意のほどをお聞かせいただきたい。

最後に、悪質な国保保険料滞納者には、被保険者証を返還させ、給付を一時差しとめることができるように改正されるわけですが、これが拡大解釈され、乱用されることのないよう、また、保険料の徴収については、当事者の市町村が格段の企業努力をすべきであります。

いろいろと申し上げましたが、いずれにいたしましても、本改正法案は問題が山積しており、この際、廃案として出直すべきことを主張して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曽根康弘君登壇) 森田議員にお答えをいたします。〕

○内閣総理大臣(中曽根康弘君登壇) 森田議員にお答えをいたします。

まず、中間施設の問題でございますが、六十一年度に所要のモデルの実施を行い、これを踏まえて六十二年度から本格的に実施することといたしております。できるだけこれをふやしてまいりたいと思っております。

次に、中毒情報センターの設立でございますが、これは極めて重要かつ意義あるものと考えております。政府といたしましては、その重要性にかんがみまして、データベースの整備費を昭和六十一年度予算に計上しており、近く財団法人の設立認可の申請があると聞いておりますので、申請があり次第、速やかに認可を行いたいと考えております。

次に、保険外負担の解消、軽減の問題でございますが、今回の一部負担の改正は、健康に対する自覚を持っていた点も若干ございます。

とともに、適正な受診をお願いし、また、老人医療費を世代間で公平に負担するという観点からお願いしておるものでございます。御質問の保険外負担につきましては、今後とも適切な指導を行ってまいります。

最後に、総合研究機関の設立の問題でございます。

老人の老化現象あるいは老人病に対する研究を進めることは、極めて重要な課題であり、世界に最高水準の長寿を誇る我が国におきましては、緊要な問題でございます。研究機関の設立につきましては、天皇陛下御在位六十年の慶祝事業の一環として、長寿科学研究組織に関する調査検討を進めていくことにいたしております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣(竹下登君登壇) 森田議員にお答えをいたします。〕

○国務大臣(竹下登君登壇) 森田議員にお答えをいたします。

まず、十カ所のモデル中間施設の問題でございます。総理からお答えがございましたが、制度の具体的な運用に係る諸基準を定めるのに必要な基礎データの収集を行うことを目的としておりますので、私は十カ所所期の目的が達成できるものと考えております。

それから、二番目の問題につきまして、総理からお答えがございました。差額ベッド代につきましては、その負担を適正なものとするよう、まさに厚生省において具体的内容、いわゆる通達等を適切に出して対処しておられるというふうに理解しております。

最後の問題は、いわゆる別枠予算ということですが、今回の一部負担の改正は、健康に対する自覚を持っていた点も若干ございます。

この御指摘であると思っております。

この問題は、今後の財政再建の具体的な進め方とか、社会保障に対する負担のあり方等を検討していくためには、示唆に富んだ考えであると受けとめておりますもの、一方また、いわゆる社会保障関係費が聖域とならないか、あるいは硬直するのではないか、他の関係に対して別枠という説明で納得が得られるかどうか、幾つかの問題もございまして、いわば受益と負担との関係において、これからの検討を重ねていかなければならぬ課題だという問題意識は持っております。

(拍手)

〔国務大臣(今井勇君登壇) 森田先生にお答えを申し上げます。〕

○国務大臣(今井勇君登壇) 森田先生にお答えを申し上げます。

まず、いわゆる中間施設に関するお尋ねでございますが、今後増大いたします寝たきり等の介護を必要とします老人の多様なニーズに対応し、医療サービスと生活サービスをあわせ行い、老人保健施設を制度化して、昭和六十二年度以降本格実施を図ることといたしております。昭和六十一年度のモデル実施は、この本格的な実施に備えまして、基礎データの収集を行うことを目的とするものでございまして、全国十カ所程度のモデル実施によりまして、十分この目的を達成できるものだと考えております。

次に、いわゆる保険外の負担でございますが、このうちの差額ベッド代につきましては、その負担を適正な範囲のものとするように指導してきております。また、おむつ代等の実費を徴収することとは、これはやむを得ないと考えておりますが、保険給付と重複するものにつきましては、その是

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号

老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する森田景一君の質疑 老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する堀田晋君の質疑

五六四

正につきまして指導を行っているところでありま
す。今後とも、こうした指導の徹底を図ってまい
りたいと思っております。

次に、加入者按分率の引き上げにつきまして
は、医療保険制度の老人加入率の格差によります
負担の不均衡を是正をし、老人医療費の負担の公
平を図ろうとするものでありまして、単に国庫負
担の削減を目的とするようなものではございませ
ん。本格的な高齢化社会の到来を控えまして、御
指摘のように、保健事業や福祉施設の充実とい
うのは極めて重要でございまして、六十一年度にお
きまして、老人保健事業を一層強力に推進しま
すと同時に、特別養護老人ホームを重点的に整備
するなど、各般にわたりまして施策を展開するこ
とをいたしております。

次に、社会保障予算につきましては、高齢化の
進展や年金の成熟化などによりまして毎年、相当
規模の当然増が避けられませんが、こういう
性格を持つていっているものでありますが、これを一般
会計から切り離しまして、社会保障に關します給
付と負担の関係を明確に示すということは、極め
て示唆に富んだ考え方でありまして、しかしなが
ら、この問題は、国の財政構造全体にも、また、
今後の社会保障の進め方にも大きくかわる問題
でありまして、この考え方を含めまして、幅広い
角度から検討を行ってまいりたい、こう考えてお
ります。

なお、国民健康保険の保険料滞納者に対します
給付の差し止めの措置につきましては、納付の指
導を一段と徹底しまして、むやみに給付の差し止
めを行うことのないよう十分指導してまいりたい
と考えておるものでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 堀田晋君。

〔堀田晋君登壇〕

○堀田晋君 私は、民社党・国民連合を代表し、
ただいま趣旨説明が行われました老人保健法等の
一部を改正する法律案につきまして、総理並びに
関係各大臣に質問を行うものであります。

民社党は、結党以来、福祉国家の建設を目標と
し、常に現実的かつ建設的な政策の提案を行って
まいりました。国民各界、そして我々の努力の結
果、社会保障政策や完全雇用政策などは、制度的
にも水準的にも、諸外国に比べ相当のレベルに達
しつつあると考えます。しかし、これに満足する
ことなく、二十一世紀に向けて、中長期的な展望
に立ち、温かい心、生きがい、ゆとりといったよ
り高次の、質の高い高度福祉社会の構築に邁進す
べきであると考えます。とりわけ、我が国は、急
スピードで超高齢化社会に向かいつつある今日、
新たな高度福祉社会づくりは政治に課せられた重
大な責務であります。そこで、総理の高齢者対策
についての基本的な認識と今後の福祉ビジョンは
何か、まずお伺いいたします。

今や、高齢化社会に対応して、ぬくもりのある
福祉政治の確立が求められているにもかかわらず、
政府が予算編成に当たり固執しているマイナ
ス概算要求方式のもとでは、これまで築いてきた
福祉制度の根幹が切り崩され、国民に大きな犠牲
を強いることになり、新たな福祉政策を展開する
余地がなくなるものと考えます。総理は、福祉充
実を声高で叫びますが、政府が実際にやられる
ことは、健康保険法の改悪であったり、補助金一

律カットなどの地方負担の増大、そして老人保健
法の改悪と、福祉の後退を進めるものでありま
す。財政の論理が先行し、福祉後退にせしめ寄せ
る政治は、邪道の政治と言わざるを得ません。
〔拍手〕これは世論支持率の高い中曽根総理の真意
ではないと思うのですが、いかがでございませ
うか、お伺いいたします。

国民は今、健康、老後等に強い不安を抱いてお
ります。こうした不安を解消するためにも、社会
保障予算をマイナスイテリングの対象外とすべき
であります。福祉の前進や高齢化による当然増の
経費は、福祉、経済、生活の基礎である防衛費と
並んで、その必要額を確保する予算編成を行うべ
きであると考えますが、総理並びに大蔵、厚生各
大臣はいかがお考えか、お伺いいたします。

社会保障予算の自然増経費を全額確保するため
にも、行政改革を一層推進するとともに、社会保
障予算を一般歳出から切り離し、新たに社会保障
勘定を創設すべきであると考えますが、総理の御
見解をお伺いしたいと存じます。これと関連し
て、福祉目的税につきましては、従来、財政の硬
直化を招き効率的配分を阻害する、社会保障関係
費の重点化、効率化のための政策的努力を弱める
おそれがある、また一種の増税にも運動するなど
の問題点が指摘されております。これらにつきま
して、総理並びに大蔵大臣の具体的なお考えをお
示しただきたいのであります。

次に、本法案に關しまして、数点にわたりお伺
いたします。
まず第一は、老人の一部負担であります。
政府案によりますと、外来時の一部負担は、現
行の一月四百円を千円に、実に二・五倍という

大幅な引き上げを行おうとしております。また、
入院時一部負担は、現行一日三百円、二カ月を限
度とするものを、一日五百円に引き上げ、二カ月
限度を撤廃するというものです。仮に六カ月入院
しますと、その負担は、現在一万八千円で済むも
のが、政府案では九万円と、一挙に五倍の負担と
なります。

老人保健法の対象となっている高齢者の方々
は、戦時中、戦後、その厳しい時代に額に汗して
働き、戦い、今日の我が国の繁栄を築いてこられ
た方々であり、心を込めて老後をいたわり、感謝
の念をささげるべき人々であります。これらの
方々に政府案のように大幅な負担増を求めること
は、その生活を容赦なく圧迫することになり、恨
みがうつせきすることになるでしょう。このよう
な血も涙もない冷たい政治の結果は、あえてマル
コス氏からアキノ大統領への政変の例をまつまで
もなく、巨大なものがちよっとしたきつかけで一
挙に崩壊する土壌を培養するものと思われま
す。このことを痛くお考えいただきたいのでありま
す。私は、中曽根総理が偉大な政治家として日本
の歴史にその名を刻まれるときに、福祉を後退さ
せた総理と言われぬように、この際、一大勇断
をもってこの一部負担の増大を撤回されるよう強
く要求するものであります。総理の御所見を伺
いたのであります。(拍手)

第二に、加入者按分率の引き上げについても反
対いたします。
私は、現行五〇％の加入者按分率による財政調
整そのものを否定いたしません。が、今回の措置
は、取りやすいところから取り、国庫負担を削減
しようとする、まさに財政優先、財政至上主義の

あらわれであります。加入者按分率が八〇％に引き上げられますと、組合健保で七百八十億円、政管健保で四百六十億円の負担増となりますから、一〇〇％になればさらにふえます。被用者保険は、保険料の引き上げや本人の一割負担、審査の厳正化などの大変な努力と犠牲によって、ようやく黒字となったものであります。加入者按分率の引き上げは実質的な増税であるとする広範な国民の声を厳粛に受けとめられ、これを撤回するお考えはないか、総理の御見解をお伺いいたします。

政府は、退職者医療制度の新設に当たり、国庫補助率を引き下げても国民健保の保険料が上がらないと約束をされましたが、現実には、加入者数の見込み違い等から保険料の引き上げを余儀なくされております。これは明らかに公約違反であります。しかも、昨年度は、見込み違いによる財政不足二千八十億円のうち、千三百六十億円しか国庫負担を計上しませんでした。この退職者医療での失策を、今回の老人保健法による加入者按分率の引き上げで対処しようとする姿勢は明々白々であります。退職者医療は、国の責任において対処すべきものと考えますが、厚生大臣の明確な御答弁をいただきたいのであります。

次に、老人保健施設についてお伺いいたします。

我々は、全国で約四十五万人と言われる寝たきり老人や、さらに多くのデイケア等を要するお年寄りのために、いわゆる中間施設の整備を進めるべしとかねがね主張してまいりました。政府がこの問題を取り上げたことは、認めるものでありますが、本年度予算で十カ所総額四億円の建設、運営費は余りにもわずかであり、血の通った介護が

できる。本来望まれている施設になるかどうかを危惧するものであります。物事は最初が大切で、安上がり意識を持って当たってはならないと考えますが、厚生大臣の具体的な御答弁をいただきたいのであります。

また、老人保健施設の本人負担分を自由料金としたのは、いかなる理由によるものか、平均は月五万円程度と見込んでいるようでございますが、そのとおりに行くか、過重負担にならないか、厚生大臣にお伺いいたします。さらに、入所者一人につき月二十万円を公費と各医療保険の拠出金で負担するようですが、拠出金は将来どの程度になるか、示していただきたいのであります。また、定額方式は現行の出来高払い方式の変更に発展するのではないかとすれば定額方式とする根拠は何か、お伺いいたします。

最後に、国民健保の滞納者に対し医療給付を停止することができるとの法律改正であります。これは国民の基本的権利に抵触するものではありません。厚生大臣にお伺いいたします。

以上 私は、日本の現在の繁栄をもたらした主力ともいふべきお年寄りに大幅な負担を強い、そしてまた、現役の勤労者に実質的な増税を求める今回の老人保健法等の改正に強く反対し、質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣（中曾根康弘君） 塩田議員にお答えをいたします。

まず、高齢者福祉対策に対する認識の問題でございます。

本格的な高齢化社会に向けまして、社会保障制度については、長期にわたり安定的で整合性のあ

るものとして、かつ、国民から信頼されるものにすることが必要であると考えます。長寿社会対策を総合的に推進するため、昨年七月に長寿社会対策関係閣僚会議を設置いたしました。本年半ばを目前に長寿社会対策大綱を策定して、さらに総合的かつ効果的に施策を推進してまいります。

次に一連の改革に対する御批判でございますが、今までの医療保険、年金等の改革及び現在進めてゐる老人保健の改革は、長寿社会の到来に備えて、今後とも揺るぎのないものにならうといふ意図から行つておるものであります。これは国と地方の役割分担の見直しの一環として、地方の自主性を尊重する観点から、事務のあり方等を見直し、あわせて補助率の変更も行つておるものであります。いずれも、単に財政的見地のみから見直しを行つたものではなく、福祉の後退を招くものではないと思ふのであります。

次に、社会保障関係予算の確保でございますが、今後とも、人口の高齢化等に伴い、多額の当然増を生ずるものと考えられますが、厳しい財政事情の中でも、引き続き社会保障予算の確保を図るように努力してまいりたいと思います。

次に、社会保障勘定の創設の問題でございますが、社会保障については、高齢化の進行に伴い、経費の増大が避けられないが、こうした性格を有する社会保障予算について、一般歳出から切り離

して社会保障に関する給付と負担の關係を明確に示すことは、一つの示唆に富むお考えであります。他方、この問題は、国の財政構造全体にもかかわる問題でもありますので、慎重に検討いたしたいと思ひます。

社会福祉目的税のことでございますが、財政の

一般論としては、目的税は、資源の適正な分配をゆがめて硬直化を招く傾向から、好ましくないといふのが一般論であります。しかしまた一面、将来の高齢化時代に対応するために、年金等社会福祉財源確保の観点から、この目的税を検討すべきであるという御意見も聞こえるのでございませう。この問題については、今後、税制全般にわたる見直しの中で、幅広い角度から議論さるべき問題であると思っております。

次に、一部負担の引き上げを撤回せよという御質問でございますが、今回の改正は、老人の医療費を世代間で公平に負担するという観点からお願ひしておるものでございまして、ぜひとも実態に對する御理解と御協力をいただきたいと思うのでございます。特に、老人保健制度を長期的に安定して、二十一世紀においても安心して老後が暮らせるような体制の基礎づくりを今やっておかなければならない、こういう考えでありまして、撤回することは考えておりません。

加入者按分率の引き上げの問題も、先ほど来申し上げているところでございまして、老人加入率の格差による負担の不均衡を是正して、どの医療保険も同じ割合で老人を抱えるようにすることににより、老人医療費の負担の公平を図るものであります。その意味で、撤回する考えはございません。残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇〕

○國務大臣（竹下登君） 私に対する質問は、二つでございます。

まず、社会保障予算をマイナスイナフリングの対
象外とすべきではないか、この御質問でございます
が、人口の高齢化の進展等に伴いまして、多額

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号

老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する堀田晋君の質疑 老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する田中美智子君の質疑

五六六

の当然増が生ずるという面は、否定できない事実であります。したがって、社会保障が国民生活の基盤として長期的に安定かつ有効に機能していくためにはどうすべきかという問題は、やはり引き続き検討を進めなければならぬ課題だと思えます。したがって、緩めてしまつてはならぬというふうに考へておる次第であります。

次の、目的税構想でございますが、まさに堀田さんおっしゃるとおり、財政の硬直化を招く、効率的配分を阻害する、あるいは社会保障関係費の重点化、効率化のための政策的努力を弱めるおそれがある、また、これは一種の増税につながるおそれがある、この指摘がございしますのは私も十分に承知をいたしておりますが、一方、社会福祉財源確保の観点から検討すべきとする意見もございしますし、実際問題、最近特に福祉目的税に関連して、社会保障特別会計とか社会保障勘定とか、そういう創設の提言が各方面からなされておることも事実でございます。したがって、そういう提言をも含めて、結局、受益者も国民、そして負担するものも国民の皆さん方でございますから、それが歳入歳出構造のあり方とどのように関係していくかというようなことで、かなり詰めた議論を進めていかなければならぬ課題だという問題意識を持っております。(拍手)

〔国務大臣今井勇君登壇〕

○国務大臣(今井勇君) 堀田先生にお答え申し上げます。

まず、お尋ねの社会保障予算につきましては、毎年多額の当然増が生じますことから、いわゆるシーリングにおきまして、年金の成熟化等に伴います増につき例外的な増加枠が認められてきてお

りますけれども、あわせて、制度の長期的な安定を確保する見地から、医療保険の基本的な改革などに取り組んできたほか、厚生年金国庫負担の繰り延べなど、いろいろな財政上の工夫を重ねてきたところであります。厳しい財政事情が続く中で、社会保障予算の編成というのは一層難しくなると思われまが、今後とも、社会保障の実質的な水準を確保するために、具体的な方策につきまして幅広い観点からいろいろ検討を進めてまいり所存でございます。

次に、退職者医療についてであります。今回の老人保健制度の見直しは、各医療保険制度間の老人医療費の負担の不均衡を是正しようとするものでありまして、退職者医療によります財政影響の補てんを目的とするものではありません。政府としては、厳しい財政事情のもとで、市町村国保について特別の財政措置を講じてきたところでありまして、今後とも、その安定的な運営が行われますように、最大限の努力をいたしたいと考えておるものでございます。

次に、老人保健施設に関するお尋ねであります。先ほどお答え申し上げましたとおり、本年度の予算は、昭和六十二年以降の本格実施に備へまして、基礎データの収集を行いますことを目的とするモデル実施のためのものでありまして、実施主体の御協力も得まして、適切なモデル実施を行ひまして、要介護老人にふさわしい施設として本格実施をしてまいり所存でございます。

また、老人保健施設におきまして利用者負担につきましては、家庭においても必要とされます食事代などについてお願ひすることといたしております。この利用者負担の額につきましては、多様な

ニーズに対応できるように、原則として施設が定めることといたしておりますけれども、老人にとりまして過重な負担にならないよう、老人保健施設の運営基準においてガイドラインを示して指導をしてまいり所存でございます。

老人保健施設の提出金の将来見通しにつきましては、昭和七十五年度までに仮に三十万床程度老人保健施設が整備された場合には、約一兆円となり、老人医療費提出金と合わせて約八兆五千億円程度になるものと見込まれます。老人保健施設を導入しない場合に比べて、提出金全体の伸び率は、約二ポイント程度低下するものと見込んでおるものでございます。

また、老人保健施設の給付を定額制といたしましたのは、入所者が入院治療の必要のない、症状の安定した寝たきりなどの要介護老人でありまして、必要とされますサービスも、看護や介護あるいは機能訓練など比較的定型的なものが中心でありますために、出来高払い制より定額制の方がふさわしいと考えられたためであります。

最後に、国保の滞納者の問題についてであります。今回の改正は、先ほどお答え申し上げましたとおり、国保被保険者間の負担の一層の公平を図るために、資力がありながら故意に保険料を滞納している悪質な滞納者に限りまして措置を講じようとするものでありまして、国民の基本的な権利に抵触するおそれはないと考えておるものでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 田中美智子君。
〔田中美智子君登壇〕

○田中美智子君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、老人保健法等一部改正案について、総理並びに関係閣僚に質問いたします。

ことしに入ってから老婦の心中事件は、十数件にもなると報じられております。その原因のひとつが病苦です。日本人の寿命は確かに延びましたが、老人の病苦にかかる率は確実に高くなつております。お年寄りの自殺や心中は、高齢化社会のひずみを浮き彫りにしていると言えます。

臨調行革の名による福祉切り捨てが始まってから、社会保障関係予算は、制度改悪によりこの五年間で極端に削減され、その総額は、控え目に試算しても約五兆円になります。一方、同じ時期に軍事費が約四〇％もふえたことは、総理、あなたが推し進めてきた臨調路線なるものが、軍拡と大企業奉仕のために、いかに福祉と国民の暮らしを犠牲にするものであったかを端的に示しております。ところが、総理、あなたがことしの一月、シェワルナゼ・ソ連外相との会談で、軍事費削減は人類の道だ、日本は軍事費を福祉に回していると言ったという報道がありました。私はびっくりして、福祉を削って軍事費に回しているの間違いではないかと思つたほどです。あなたがこのように言い切る以上、はっきりした根拠があるはずで、一体、軍事費を福祉のどの分野に回しているのか、この機会に総理の説明をぜひ聞いておきたいと思ひます。(拍手)

総理、あなたが政権を担当してから、八三年老人医療費を有料化し、八四年健保本人一割負担を強行し、八五年年金給付を大幅にカットし掛金を上げるといふ大暴挙をやつてのけました。そして八六年、今回の老人保健法改悪や国立医療機関

の統廃合、福祉施設の措置費補助率の大幅切り下げなど、あなたが実際ににおやりになっている社会保障切り捨ての実態を見ると、アメリカのレーガン政権が、一層の軍拡を進める上で、その費用は社会保障こそまさにこの源であると言ったことに学んで、あなたも社会保障を犠牲にしてきたというのが真実ではないでしょうか。(拍手)

老人の医療費が一九七三年に無料化されたとき、六十五歳以上の年代の自殺率は、際立った減少を見せました。ところが、老人保健法が実施された八三年から、これが急上昇しているという事実を御存じでしょうか。このことは、老人が医療費の負担を心配せず、安心して受診し、治療を受けられるようにすることが、高齢化社会を迎える政治の重要な責任であることを物語っています。

ところがあなたは、社会保障や福祉における公的責任を次々と後退させてきました。そして、年金、医療、福祉といった国民生活に不可欠な分野までを、民間活力と称して、営利を目的とした民間企業の市場として提供し、福祉の有料化を進めていることは重大です。あなたの関係から、働かない老人がいつまでも生きておってなどと言われ、心を傷つけられているお年寄りをさらに窮地に追い込めることであり、こんな残酷な仕打ちはありません。総理、これは政府による陰湿な老人いじめです。今回の老人保健法改悪は、憲法二十五条の生存権や、老人福祉法のすべての老人は健康で安らかな生活を保障されるという条項と両立しないのではないかと。この点についてお答えください。

さらに、政府が社会保障予算を一般会計から外し、特別会計を創設しようとしていることは重大

です。これが大型間接税導入の突破口となることは明らかです。特別会計制度の導入は、絶対にやめるべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

総理、あなたが今再び老人医療を目のかたきにして、これを手始めに、健保本人二割負担、国保の全面改悪など、福祉攻撃の第二ラウンドを開始しようとしていることを、私は絶対に見逃すことはできません。あなたは、今国会の施政方針演説で、お年寄りにはきめ細かな配慮をと言われましたが、それが本心なら、老人医療費の無料化をこそ復活させるべきではないでしょうか。無料化復活のためには、今回の改悪による患者負担増の九百六十億円、さらに六百十億円を加えた千五百七十億円が必要で、これは、新防衛計画に盛り込まれている軍艦、AEGIS艦一隻の購入をやめるだけですぐ実現できるものです。その努力をする気持ちがあるのかどうか、お答えください。(拍手)

さて、老人保健法改正案について、具体的な質問をいたします。

第一は、患者負担を、外来現行一カ月四百円から千円に、入院で現行二カ月限度一日三百円から期限なし一日五百円に引き上げることです。外来は二・五倍、入院一年で何と十倍にもなります。六十五歳以上の有病率はほぼ二人に一人という実態の中で、中途退院を余儀なくされたり、疾患の早期発見のおくれから重症化し、治療が困難になったりする事態がさらに進むことになり、今回の医療費削減のための措置が、お年寄りの命を縮めることになるかどうか。あえて値上げを強行する理

由は何か、率直にお答えください。

第二は、総理が給付と負担の公平について述べていることです。あなたは、公平という言葉を使いながら、老人保健への各保険制度からの拠出金の加入者按分率を変更し、国庫負担を千九百六十三億円も削減し、被用者保険へ新たに千四百七十五億円も負担を押しつけようとしています。政府の言う負担の公平とは、みずからつくり出した財政の危機を国民や労働者の犠牲で切り抜け、政府の負担は大幅に削減して、政府ひとり負担の公平から逃れるという驚くべき内容です。公平を言うのなら、国の責任を明確にし、在宅老人福祉への充実や国保の給付率の改善など、おくられている部分を引き上げるべきです。総理と厚生大臣に見解を求めます。

第三は、老人保健施設、いわゆる中間施設の施設問題です。このねらいは、施設整備費補助がないことにならわっているように、既存の病院や国立病院の統廃合で浮いたベッドを転用し、医者が看護婦を減らし、政府にとって安上がりな施設をつくることにあります。しかも、重大なのは、食費や生活費、サビビスの一部は月額五万円を基準とする料金を定め、利用者に負担させようとしていることです。そして、それ以上のサビビスを希望する場合は自由契約で高額の差額を払わせ、処遇に差別を持ち込もうとしています。これは、特別養護老人ホームなどの措置費制度を解体し、社会福祉制度の根幹を破壊するものであり、絶対に容認できません。(拍手)

さらに政府は、老人に対する診療報酬制度で、長期入院の患者があれば病院の採算がとれないようにして、お年寄りの病院からの締め出しを進めてきました。今回の老人保健施設の新設は、さらに老人の病院締め出しを強化するものです。この

ような国民の望むものとは似て非なる施設構想を撤回し、さらに、お世話料などの名目で保険外負担を広げる老人診療報酬も撤回することをあわせて要求します。お答えください。

第四の問題は、今回の老人保健法改悪案と抱き合わせに、国保料・税の滞納者から健康保険証を取り上げ、医療給付を一時差しとめる制裁措置を国民健康保険法に盛り込んだことです。こうした制裁措置は、厚生省みずからこれまで違法であるとしてきたものです。もともと国保料・税の滞納者の増大は、政府が国保財政への国の補助率を大幅に削減したため、昨年度は全国九〇％を超す自治体で、国保料・税を引き上げざるを得なくなったところにあります。こうした原因をつくり出した政府の悪政を棚に上げ、金のない者は医療の場から外していくという考えは、まさに悪魔の発想です。国民皆保険の精神に反することになりませんか。さらに、行き着くところは国民健康保険制度の崩壊です。国民の健康には国が責任を持つという立場を、憲法に照らしてもう一度考えなければなりません。国保への国の補助率を現行の三八・五％から四五％へ戻すこと、保険証を取り上げるといった制裁措置はとらないこと、きっぱり国民に約束していただきたい。

以上、本改正案のいずれを見ても、露骨な福祉の破壊そのものであり、福祉暗黒時代の到来と危惧を抱く人たちが多いのも当然です。総理、日本のお年寄りは、戦前、戦中、戦後の苦難の時代を生き抜き、今日の社会を築いてきた人々です。経済的にも、年金受給者の三分の二は、月二万円台の水準です。今回の措置は、余りにもお年寄りにとって残酷な追い打ちと言わねばなりません。

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号

老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する田中美智子君の質疑 朗読を省略した議長の報告

五六八

今や多くの国民は、福祉切り捨ての原因が、あなたの軍拡と大企業奉仕を最優先する路線にあることに気づいております。だからこそ、本改正案に、会員八百万人を擁する全国老人クラブ連合会や日本医師会、労働組合、婦人団体、市民団体など、圧倒的国民が反対を表明しています。総理は、こうした国民の声に真摯に耳を傾け、深く本法案を撤回すべきです。(拍手)

おられる者は久しぶりです、ただ春の夜の夢のごとしといえます。あくまで本法案を強行すれば、必ずや国民から手痛い反響を受けるであろうことを強く申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 田中議員にお答えいたします。

まず、シェワルナゼ氏との会談と軍事費の問題でございますが、あのような会談では、私は、日本では福祉を重視して、軍事費の膨張を抑制して一%以内にとどめている、そういうふうに言ったのです。シェワルナゼ氏は、それについて何にも言いませんで、あなた方には友人がおりますからね、こう言ったのです。恐らく米国の安保条約の有効性を承認したのではないかと考えておりました。我々の方では、今御存じのように、社会保障費は九兆八千億円、防衛費は三兆三千億円、約三分の一でありますから、世界的な水準から見れば、防衛費は極めて低い水準に抑えられておるわけでありまして。

次に、憲法二十五条との関係であります。今回の措置は、老人医療費の負担の公平を図るとともに、介護を必要とする老人のための老人保健施設

設の創設を図り、二十一世紀においても安心できるような老後の体制の確立を目指しておるものであり、憲法第二十五条や老人福祉法の趣旨に沿うものであります。

次に、特別会計の問題でございますが、税の問題とともに、これに関する御質問をしばしばいただいております。これは一つの検討すべき課題であると思っております。今までは保険という思想でやってまいりましたのを、果たして税というやり方では日本人の体質に合うかどうか、特に、税というふうなことにした場合に、中小企業の算定基準をどういうふうにしたらいのか、こういうような問題もございまして、これは検討課題であり、税に関する部分は、政府の税調等において検討される問題だと思っております。

負担の公平と国の責任の問題でございますが、加入者按分率の引き上げは、老人医療費を各医療保険制度が公平に負担するために行うものであり、国の負担を減らすために行うというものではございません。在宅福祉の充実や国民健康保険の安定についても、国としてはできるだけの努力をいたしておるところでございます。

本法案を撤回する考えはございません。残余の答弁は厚生大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣今井勇君登壇〕
○国務大臣(今井勇君) 田中先生にお答え申し上げます。

まず、加入者按分率の引き上げに関するお尋ねでございますが、これは、各医療保険制度の老人加入率の格差を是正しまして、どの保険者も同じ割合で老人を抱えるようにすることによりまして、老人医療費の公平な負担を図るものであります。

最後に、国民健康保険に関するお尋ねについてでありますけれども、国民健康保険の悪質滞納者に対しまして給付差しのめ措置は、これによって被保険者の資格そのものを奪うものではなく、国民皆保険の原則を崩すものとは考えておりません。国保の国庫負担率の引き上げにつきましては、先ほどお答えをいたしましたとおり、現下の厳しい財政事情から見ても、極めて困難と考えて

して、御批判は当たらないものと考えます。また、在宅老人福祉につきましては、ショートステイあるいはデイサービスといった事業を拡充すると同時に、その国庫補助率を引き上げるなど格段の配慮を行っているほか、国保の給付率の問題につきましましては、医療保険制度の一元化との関連において検討することといたしております。

次に、老人保健施設についてであります。寝たきり老人などの切実なニーズにこたえまして、こういった方々の心身の状況に最もふさわしい施設サービスを提供する施設として制度化を図るものでございまして、撤回する考えはございません。もとより、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の充実には、今後とも努力をいたしてまい

る所存でございます。

次に、老人診療報酬についてであります。老人診療報酬は、老人の心身の特性を踏まえた適切な医療が確保されることを目指したものでありまして、これを撤回する考えはございません。なお、いわゆるお世話料につきましては、保険給付と重複するものについて、その是正について指導を行っているところであります。今後とも、こうした指導の徹底を図ってまい

る所存でございます。

最後に、国民健康保険に関するお尋ねについてでありますけれども、国民健康保険の悪質滞納者に対しまして給付差しのめ措置は、これによって被保険者の資格そのものを奪うものではなく、国民皆保険の原則を崩すものとは考えておりません。国保の国庫負担率の引き上げにつきましては、先ほどお答えをいたしましたとおり、現下の厳しい財政事情から見ても、極めて困難と考えて

して、御批判は当たらないものと考えます。また、在宅老人福祉につきましては、ショートステイあるいはデイサービスといった事業を拡充すると同時に、その国庫補助率を引き上げるなど格段の配慮を行っているほか、国保の給付率の問題につきましましては、医療保険制度の一元化との関連において検討することといたしております。

おります。

以上でございます。(拍手)

○議長(坂田道太君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二分散会

出席国務大臣

出席政府委員

内閣総理大臣	中曾根康弘君
外務大臣	安倍晋太郎君
大蔵大臣	竹下登君
厚生大臣	今井勇君
農林水産大臣	山崎平八郎君
時代代理	
国務大臣	三塚博君
運輸大臣	佐藤文生君
郵政大臣	林道君
労働大臣	小沢一郎君
自治大臣	
厚生省保健医療局老人保健部長	黒木武弘君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書及び文書受領)

一、去る八日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

農業基本法第六第一項の規定に基づき昭和六

十年度農業の動向に関する年次報告

農業基本法第七条の規定に基づく昭和六十一年度において請じようとする農業施策についての文書

(通知書受領)

一、去る八日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、次の通知書を受領した。

内閣参事第六十一号

昭和六十一年四月八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

私は、四月十二日(土)午後三時羽田空港出発、四月十五日(火)午後十時五分同空港着帰国の予定で、アメリカ合衆国訪問のため海外出張しますので、御通知いたします。

(理事補欠選任)

一、去る八日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 松浦 利尚君(理事松浦利尚君去る三月二十五日委員辞任につきその補

欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

石川 要三君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

石川 要三君

社会労働委員

辞任

補欠

稲村 利幸君

小宮山重四郎君

運輸委員

辞任

補欠

田中 直紀君

二階 俊博君

通信委員

辞任

補欠

田中 慶秋君

伊藤 昌弘君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

衛藤征士郎君

佐藤 隆君

高村 正彦君

野呂田芳成君

稲葉 誠一君

山花 貞夫君

安倍 基雄君

伊藤 英成君

佐藤 隆君

衛藤征士郎君

野呂田芳成君

高村 正彦君

山花 貞夫君

稲葉 誠一君

伊藤 英成君

安倍 基雄君

文教委員

辞任

補欠

伏屋 修治君

吉浦 忠治君

吉浦 忠治君

伏屋 修治君

農林水産委員

辞任

補欠

佐藤 隆君

鹿野 道彦君

野呂田芳成君

戸塚 進也君

上西 和郎君

小川 国彦君

水谷 弘君

遠藤 和良君

吉浦 忠治君

伏屋 修治君

小川 国彦君

上西 和郎君

鹿野 道彦君

佐藤 隆君

戸塚 進也君

野呂田芳成君

遠藤 和良君

水谷 弘君

伏屋 修治君

吉浦 忠治君

建設委員

辞任

補欠

山花 貞夫君

竹内 猛君

伊藤 英成君

田中 慶秋君

竹内 猛君

山花 貞夫君

田中 慶秋君

伊藤 英成君

科学技術委員

辞任

補欠

遠藤 和良君

水谷 弘君

水谷 弘君

遠藤 和良君

決算委員

辞任

補欠

小川 国彦君

上西 和郎君

上西 和郎君

小川 国彦君

一、昨十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

塩川正十郎君

野上 徹君

月原 茂昭君

尾身 幸次君

中村喜四郎君

村岡 兼造君

井上一成君

小澤 克介君

嶋崎 讓君

山中 末治君

尾身 幸次君

月原 茂昭君

野上 徹君

塩川正十郎君

村岡 兼造君

中村喜四郎君

小澤 克介君

井上一成君

山中 末治君

嶋崎 讓君

大蔵委員

辞任

補欠

古川 雅司君

森田 景一君

社会労働委員

辞任

補欠

菅 直人君

江田 五月君

永井 孝信君

中村 重光君

橋本 文彦君

福岡 康夫君

森田 景一君

古川 雅司君

中村 重光君

永井 孝信君

福岡 康夫君

橋本 文彦君

古川 雅司君

森田 景一君

江田 五月君

菅 直人君

農林水産委員

辞任

補欠

上草 義輝君

塩川正十郎君

太田 誠一君

中村喜四郎君

塩川正十郎君

上草 義輝君

中村喜四郎君

太田 誠一君

商工委員

辞任

補欠

中村 重光君

永井 孝信君

横江 金夫君

嶋崎 讓君

嶋崎 讓君

横江 金夫君

永井 孝信君

中村 重光君

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号

朗読を省略した議長の報告 年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参議院回付)

五七〇

懲罰委員

辞任

補欠

阿部 昭吾君

菅 直人君

菅 直人君

阿部 昭吾君

(議案提出)

一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件

一、去る九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保育等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(佐藤 謙君外二名提出)

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号) 内閣委員会 付託

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

大蔵委員会 付託

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

社会労働委員会 付託

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

研究交流促進法案(内閣提出第七四号)

科学技術委員会 付託

(議案送付)

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

電波法の一部を改正する法律案

(回付議案受領)

一、今十一日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

フィリピンに対する経済協力に関する質問主意書(草川昭三君提出)

(答弁書受領)

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小川国彦君提出海外経済協力基金に対する国政調査権に関する質問に対する答弁書

海外経済協力基金に対する国政調査権に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年三月二十九日

提出者 小川 国彦

衆議院議長 坂田 道太殿

海外経済協力基金に対する国政調査権に関する質問主意書

海外経済協力基金に関する国政調査権の問題は緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 海外経済協力基金は国の出資に基づく特殊法人であり、国の機関である。

特殊法人に対する国政調査権は当然及ぶものと考えられるが如何か。

もし及ばないとするならば、及ばない理由について法的根拠を明確にされたい。政府の見解を伺いたい。

二 昭和六十一年十二月十三日、二十七日と二回にわたり政府に対し、我が国がフィリピンに行つた経済協力実績(有償資金協力、無償資金協力)の実施企業の一覧等の資料提出を求めたところであるが、今日に至るも資料を提出されないことは如何なる理由に基づくものか。その法的根拠並びに政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一〇四第一〇号

昭和六十一年四月八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員小川国彦君提出海外経済協力基金に対する国政調査権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員小川国彦君提出海外経済協力基金に対する国政調査権に関する質問に対する答弁書

一について

海外経済協力基金も国政調査権の行使の対象となり得るものと考えられる。

二について

我が国が開発途上国に対して行う資金協力の実施に関連して被援助国政府が企業との間で締結する契約は、あくまでも被援助国政府と企業との間の契約であり、契約当事者でない我が国政府として、その内容を公表する立場にない。

右答弁する。

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和六十一年四月十一日

参議院議長 木村 睦男

衆議院議長 坂田 道太殿

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

五七二

額になる者にあつては、掛金納付月数に過去勤務期間の月数を加えた月数に、「十二倍」を「三倍」に改める。

第三十七条第一項本文中「役員」を「理事長」に改め、「四年」の下に「とし」、理事及び監事の任期は、二年を加える。

第四十六条第二項中「前項に規定する」を「前項第一号及び第三号に掲げる」に改める。

第五十条に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による承認を受けた財務諸表をその事務所に備えて置かなければならない。

第五十三条第一項中「あたつて」を「当たつて」に改め、同項に次の一号を加える。

四 被共済者を被保険者とする生命保険（被保険者の退職を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

第七十四条第二項中「第三十七条」を「第三十七条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 運営委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十八条第一項中「この場合において」の下に「第五十条第三項中「その事務所」とあるのは「各事務所」とを加え、「第五十三条第一項」を「第五十三条第一項第一号及び第二号」に、「同条第五項」を「同項第四号中」の退職」とあるのは「が第八十一

条第一項各号（同条第二項及び第三項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる事由に該当すること」と、同条第五項に改める。

第八十三条の二を第八十三条の三とし、第八十三条の次に次の一条を加える。

（加入促進等のための掛金負担軽減措置）

第八十三条の二 組合は、特定業種に属する事業を営む中小企業者が特定業種退職金共済契約の申込みをすることの促進その他この章の規定による中小企業退職金共済事業の円滑な実施を図るため、労働省令で定めるところにより、共済契約者の掛金に係る負担を軽減する措置として、一定の日分の掛金の納付を免除することができる。

2 前項の規定に基づき掛金の納付の免除の措置が講ぜられた日のある被共済者について、第八十二条第一項の規定による月数への換算、次条第一項の規定により繰り入れらるべき金額の算定又は第九十四条第四項の規定により引き渡すべき金額の算定をするときは、当該日については、掛金の納付があつたものとみなす。

第九十五条中「経費」を「費用」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第十八条の二第一項及び第八十三条の二第一項の規定に基づく措置に要する費用
別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第十条、第十三条、第二十一条の四関係）

月数	金	額
一月	一〇、八〇〇円	一、〇〇〇円
二月	二一、六〇〇円	二、〇〇〇円
三月	三二、四〇〇円	三、〇〇〇円
四月	四三、二〇〇円	四、〇〇〇円
五月	五四、〇〇〇円	五、〇〇〇円
六月	六四、八〇〇円	六、〇〇〇円
七月	七五、六〇〇円	七、〇〇〇円
八月	八六、四〇〇円	八、〇〇〇円
九月	九七、二〇〇円	九、〇〇〇円
一〇月	一〇八、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
十一月	一二八、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
十二月	一四八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
一三月	一六八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
一四月	一八八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
一五月	二〇八、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一六月	二二八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
一七月	二四八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
一八月	二六八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
一九月	二八八、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
二〇月	三〇八、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
二一月	三二八、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
二二月	三四八、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
二三月	三六八、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
二四月	三八八、〇〇〇円	二四、〇〇〇円

五七三

五〇月	一六七、八六〇円	五四、八〇〇円	五三、七〇〇円
四九月	一六二、九六〇円	五三、二〇〇円	五二、一〇〇円
四八月	一五八、〇六〇円	五一、六〇〇円	五〇、六〇〇円
四七月	一五三、一六〇円	五〇、〇〇〇円	四九、〇〇〇円
四六月	一四八、二六〇円	四八、四〇〇円	四七、四〇〇円
四五月	一四三、三六〇円	四六、八〇〇円	四五、九〇〇円
四四月	一三八、四五〇円	四五、二〇〇円	四四、三〇〇円
四三月	一三三、五五〇円	四三、六〇〇円	四三、〇〇〇円
四二月	一二八、六五〇円	四二、〇〇〇円	四一、〇〇〇円
四一月	一二五、五九〇円	四一、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円
四〇月	一二二、五三〇円	四〇、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
三九月	一一九、四六〇円	三九、〇〇〇円	三八、〇〇〇円
三八月	一一六、四〇〇円	三八、〇〇〇円	三七、〇〇〇円
三七月	一一三、三四〇円	三七、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
三六月	一一〇、二七〇円	三六、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
三五月	一〇五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
三四月	一〇二、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
三三月	九九、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
三二月	九六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
三一月	九三、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
三〇月	九〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
二九月	八七、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
二八月	八四、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
二七月	八一、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
二六月	七八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
二五月	七五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

七月	二九三、四五〇円	九五、八〇〇円	九三、九〇〇円
七月	二九八、六六〇円	九七、五〇〇円	九五、六〇〇円
七月	三〇四、一七〇円	九九、三〇〇円	九七、三〇〇円
八月	三〇九、六九〇円	一〇一、一〇〇円	九九、一〇〇円
八月	三一五、二〇〇円	一〇二、九〇〇円	一〇〇、八〇〇円
八月	三二〇、七一〇円	一〇四、七〇〇円	一〇二、六〇〇円
八月	三二六、二三〇円	一〇六、五〇〇円	一〇四、四〇〇円
八月	三三一、七四〇円	一〇八、三〇〇円	一〇六、一〇〇円
八月	三三七、二五〇円	一一〇、一〇〇円	一〇七、九〇〇円
八月	三四一、七七〇円	一一一、九〇〇円	一〇九、七〇〇円
八月	三四八、二八〇円	一一三、七〇〇円	一一一、四〇〇円
八月	三五三、七九〇円	一一五、五〇〇円	一一三、二〇〇円
八月	三五九、三一〇円	一一七、三〇〇円	一一五、〇〇〇円
九月	三六四、八二〇円	一二九、一〇〇円	一二六、七〇〇円
九月	三七〇、九五〇円	一二一、一〇〇円	一二八、七〇〇円
九月	三七七、〇七〇円	一二三、一〇〇円	一二〇、六〇〇円
九月	三八三、二〇〇円	一二五、一〇〇円	一二二、六〇〇円
九月	三八九、三三〇円	一二七、一〇〇円	一二四、六〇〇円
九月	三九五、四五〇円	一二九、一〇〇円	一二六、五〇〇円
九月	四〇一、五八〇円	一三一、一〇〇円	一二八、五〇〇円
九月	四〇七、七一〇円	一三三、一〇〇円	一三〇、四〇〇円
九月	四一三、八三〇円	一三五、一〇〇円	一三二、四〇〇円
九月	四一九、九六〇円	一三七、一〇〇円	一三四、四〇〇円
一〇月	四二六、〇九〇円	一三九、一〇〇円	一三六、三〇〇円
一〇月	四三一、五二〇円	一四一、二〇〇円	一三八、四〇〇円
一〇月	四三八、九五〇円	一四三、三〇〇円	一四〇、四〇〇円

一〇三月	四四五、六九〇円	一四五、五〇〇円	一四二、六〇〇円
一〇四月	四五二、四三〇円	一四七、七〇〇円	一四四、七〇〇円
一〇五月	四五九、一七〇円	一四九、九〇〇円	一四六、九〇〇円
一〇六月	四六五、九一〇円	一五一、一〇〇円	一四九、一〇〇円
一〇七月	四七二、六五〇円	一五四、三〇〇円	一五一、二〇〇円
一〇八月	四七九、三八〇円	一五六、五〇〇円	一五三、四〇〇円
一〇九月	四八六、一二〇円	一五八、七〇〇円	一五五、五〇〇円
一一〇月	四九二、八六〇円	一六〇、九〇〇円	一五七、七〇〇円
一一一月	四九九、六〇〇円	一六三、一〇〇円	一五九、八〇〇円
一一二月	五〇六、三四〇円	一六五、三〇〇円	一六二、〇〇〇円
一一三月	五一三、〇八〇円	一六七、五〇〇円	一六四、二〇〇円
一一四月	五一九、八二〇円	一六九、七〇〇円	一六六、三〇〇円
一一五月	五二六、五六〇円	一七一、九〇〇円	一六八、五〇〇円
一一六月	五三三、三〇〇円	一七四、一〇〇円	一七〇、六〇〇円
一一七月	五四〇、〇三〇円	一七六、三〇〇円	一七二、八〇〇円
一一八月	五四六、七七〇円	一七八、五〇〇円	一七四、九〇〇円
一一九月	五五三、五一〇円	一八〇、七〇〇円	一七七、一〇〇円
一二〇月	五七三、〇九〇円	一八二、九〇〇円	一七九、二〇〇円
一二一月	五七九、九八〇円	一八五、一〇〇円	一八一、四〇〇円
一二二月	五八六、八七〇円	一八七、三〇〇円	一八三、六〇〇円
一二三月	五九三、七七〇円	一八九、五〇〇円	一八五、七〇〇円
一二四月	六〇〇、六六〇円	一九一、七〇〇円	一八七、九〇〇円
一二五月	六〇七、五五〇円	一九三、九〇〇円	一九〇、〇〇〇円
一二六月	六一四、四五〇円	一九六、一〇〇円	一九二、二〇〇円
一二七月	六二一、三四〇円	一九八、三〇〇円	一九四、三〇〇円
一二八月	六二八、二三〇円	二〇〇、五〇〇円	一九六、五〇〇円

一五四月	八二〇、六二〇円	二六、九〇〇円	二五、七〇〇円
一五三月	八一、八五〇円	二五、九〇〇円	二五、九〇〇円
一五二月	八〇三、〇七〇円	二五、三〇〇円	二五、二〇〇円
一五一月	七九四、三〇〇円	二五、三〇〇円	二四、八〇〇円
一五〇月	七八五、五三〇円	二五〇、七〇〇円	二四、五〇〇円
一四九月	七七八、三三〇円	二四八、四〇〇円	二四、三〇〇円
一四八月	七七、一一〇円	二四六、一〇〇円	二四、二〇〇円
一四七月	七六三、九一〇円	二四三、八〇〇円	二三、八〇〇円
一四六月	七五六、七〇〇円	二四一、五〇〇円	二三、六〇〇円
一四五月	七四九、四九〇円	二三九、二〇〇円	二三、四〇〇円
一四四月	七四二、二九〇円	二三六、九〇〇円	二三、二〇〇円
一四三月	七三五、〇八〇円	二三四、六〇〇円	二三、九〇〇円
一四二月	七二七、八七〇円	二三三、三〇〇円	二三、七〇〇円
一四一月	七二〇、六七〇円	二三〇、〇〇〇円	二三、四〇〇円
一四〇月	七一三、四六〇円	二三七、七〇〇円	二三、一〇〇円
一三九月	七〇六、二五〇円	二三五、四〇〇円	二二、九〇〇円
一三八月	六九九、〇五〇円	二三三、一〇〇円	二二、六〇〇円
一三七月	六九一、八四〇円	二三〇、八〇〇円	二二、四〇〇円
一三六月	六八四、六三〇円	二二八、五〇〇円	二二、二〇〇円
一三五月	六七七、四三〇円	二二六、二〇〇円	二二、〇〇〇円
一三四月	六七〇、二二〇円	二二三、九〇〇円	二一九、六〇〇円
一三三月	六六三、〇一〇円	二二一、六〇〇円	二一七、四〇〇円
一三二月	六五五、八一〇円	二一九、三〇〇円	二一五、一〇〇円
一三一月	六四八、九一〇円	二一七、一〇〇円	二一三、〇〇〇円
一二九月	六三五、一三〇円	二一四、九〇〇円	二一〇、八〇〇円

一五五月	八二九、三九〇円	二六四、七〇〇円	二五、九〇〇円
一五六月	八三八、一七〇円	二六七、五〇〇円	二六、二〇〇円
一五七月	八四六、九四〇円	二七〇、三〇〇円	二六、四〇〇円
一五八月	八五五、七一〇円	二七三、一〇〇円	二六、七〇〇円
一五九月	八六四、四九〇円	二七五、九〇〇円	二七〇、四〇〇円
一六〇月	八七三、二六〇円	二七八、七〇〇円	二七三、一〇〇円
一六一月	八八二、〇三〇円	二八一、五〇〇円	二七五、九〇〇円
一六二月	八九〇、八一〇円	二八四、三〇〇円	二七八、六〇〇円
一六三月	八九九、五八〇円	二八七、一〇〇円	二八一、四〇〇円
一六四月	九〇八、三五〇円	二八九、九〇〇円	二八四、一〇〇円
一六五月	九一七、一三〇円	二九二、七〇〇円	二八六、八〇〇円
一六六月	九二五、九〇〇円	二九五、五〇〇円	二八九、六〇〇円
一六七月	九三四、六七〇円	二九八、三〇〇円	二九二、三〇〇円
一六八月	九四三、四五〇円	三〇一、一〇〇円	二九五、一〇〇円
一六九月	九五二、二二〇円	三〇三、九〇〇円	二九七、八〇〇円
一七〇月	九六〇、九九〇円	三〇六、七〇〇円	三〇〇、六〇〇円
一七一月	九六九、七七〇円	三〇九、五〇〇円	三〇三、三〇〇円
一七二月	九七八、五四〇円	三一二、三〇〇円	三〇六、一〇〇円
一七三月	九八七、三一〇円	三一五、一〇〇円	三〇八、八〇〇円
一七四月	九九六、〇九〇円	三一七、九〇〇円	三一、五〇〇円
一七五月	一、〇〇四、八六〇円	三二〇、七〇〇円	三一四、三〇〇円
一七六月	一、〇一三、六三〇円	三二三、五〇〇円	三一七、〇〇〇円
一七七月	一、〇二二、四一〇円	三二六、三〇〇円	三一九、八〇〇円
一七八月	一、〇三一、一八〇円	三二九、一〇〇円	三二二、五〇〇円
一七九月	一、〇三九、九五〇円	三三一、九〇〇円	三二五、三〇〇円
一八〇月	一、〇四八、七三〇円	三三四、七〇〇円	三二八、〇〇〇円

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

一八一月	一、〇五七、五〇〇円	三三七、五〇〇円	三三〇、八〇〇円
一八二月	一、〇六六、二七〇円	三四〇、三〇〇円	三三三、五〇〇円
一八三月	一、〇七五、〇五〇円	三四三、一〇〇円	三三六、二〇〇円
一八四月	一、〇八四、一三〇円	三四六、〇〇〇円	三三九、一〇〇円
一八五月	一、〇九三、二二〇円	三四八、九〇〇円	三四一、九〇〇円
一八六月	一、一〇二、三一〇円	三五一、八〇〇円	三四四、八〇〇円
一八七月	一、一一一、三九〇円	三五四、七〇〇円	三四七、六〇〇円
一八八月	一、一二〇、四八〇円	三五七、六〇〇円	三五〇、四〇〇円
一八九月	一、一二九、五七〇円	三六〇、五〇〇円	三五三、三〇〇円
一九〇月	一、一三八、六五〇円	三六三、四〇〇円	三五六、一〇〇円
一九一月	一、一四七、七四〇円	三六六、三〇〇円	三五九、〇〇〇円
一九二月	一、一五六、八三〇円	三六九、二〇〇円	三六一、八〇〇円
一九三月	一、一六六、二二〇円	三七二、二〇〇円	三六四、八〇〇円
一九四月	一、一七五、六三〇円	三七五、二〇〇円	三六七、七〇〇円
一九五月	一、一八五、〇三〇円	三七八、二〇〇円	三七〇、六〇〇円
一九六月	一、一九四、四三〇円	三八一、二〇〇円	三七三、六〇〇円
一九七月	一、二〇三、八三〇円	三八四、二〇〇円	三七六、五〇〇円
一九八月	一、二一二、二二〇円	三八七、二〇〇円	三七九、五〇〇円
一九九月	一、二二二、六三〇円	三九〇、二〇〇円	三八二、四〇〇円
二〇〇月	一、二三三、三四〇円	三九三、三〇〇円	三八五、四〇〇円
二〇一月	一、二四二、〇五〇円	三九六、四〇〇円	三八八、五〇〇円
二〇二月	一、二五一、七七〇円	三九九、五〇〇円	三九一、五〇〇円
二〇三月	一、二六一、四八〇円	四〇二、六〇〇円	三九四、五〇〇円
二〇四月	一、二七一、一九〇円	四〇五、七〇〇円	三九七、六〇〇円
二〇五月	一、二八〇、九一〇円	四〇八、八〇〇円	四〇〇、六〇〇円
二〇六月	一、二九〇、九三〇円	四一一、〇〇〇円	四〇三、八〇〇円

二〇七月	一、三〇〇、九六〇円	四一五、二〇〇円	四〇六、九〇〇円
二〇八月	一、三一〇、九九〇円	四一八、四〇〇円	四一〇、〇〇〇円
二〇九月	一、三二一、〇一〇円	四二一、六〇〇円	四一三、二〇〇円
二〇月	一、三三二、〇四〇円	四二四、八〇〇円	四一六、三〇〇円
二〇一月	一、三四二、〇七〇円	四二八、〇〇〇円	四一九、四〇〇円
二〇二月	一、三五二、四一〇円	四三一、三〇〇円	四二二、七〇〇円
二〇三月	一、三六二、七五〇円	四三四、六〇〇円	四二五、九〇〇円
二〇四月	一、三七二、〇九〇円	四三七、九〇〇円	四二九、一〇〇円
二〇五月	一、三八二、四三〇円	四四一、二〇〇円	四三三、四〇〇円
二〇六月	一、三九二、七七〇円	四四四、五〇〇円	四三五、六〇〇円
二〇七月	一、四〇三、一一〇円	四四七、八〇〇円	四三八、八〇〇円
二〇八月	一、四一三、四五〇円	四五〇、一〇〇円	四四二、一〇〇円
二〇九月	一、四二四、一〇〇円	四五四、五〇〇円	四四五、四〇〇円
二〇月	一、四三四、七五〇円	四五七、九〇〇円	四四八、七〇〇円
二〇一月	一、四四五、四一〇円	四六一、三〇〇円	四五二、一〇〇円
二〇二月	一、四五六、〇六〇円	四六四、七〇〇円	四五五、四〇〇円
二〇三月	一、四六七、七一〇円	四六八、一〇〇円	四五八、七〇〇円
二〇四月	一、四七七、三七〇円	四七一、五〇〇円	四六二、一〇〇円
二〇五月	一、四八八、三三〇円	四七五、〇〇〇円	四六五、五〇〇円
二〇六月	一、四九九、三〇〇円	四七八、五〇〇円	四六八、九〇〇円
二〇七月	一、五一〇、二七〇円	四八二、〇〇〇円	四七二、四〇〇円
二〇八月	一、五二一、二三〇円	四八五、五〇〇円	四七五、八〇〇円
二〇九月	一、五三二、二〇〇円	四八九、〇〇〇円	四七九、二〇〇円
二〇月	一、五四三、四八〇円	四九二、六〇〇円	四八二、七〇〇円
二〇一月	一、五五四、七六〇円	四九六、二〇〇円	四八六、三〇〇円
二〇二月	一、五六六、〇四〇円	四九九、八〇〇円	四八九、八〇〇円

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

二五八月	一、八七七、四九〇円	五九九、二〇〇円	五八七、二〇〇円
二五七月	一、八六四、九六〇円	五九五、二〇〇円	五八三、三〇〇円
二五六月	一、八五二、四三〇円	五九一、二〇〇円	五七九、四〇〇円
二五五月	一、八三九、八九〇円	五八七、二〇〇円	五七五、五〇〇円
二五四月	一、八二七、三六〇円	五八三、二〇〇円	五七一、五〇〇円
二五三月	一、八一四、八三〇円	五七九、二〇〇円	五六七、六〇〇円
二五二月	一、八〇二、二九〇円	五七五、二〇〇円	五六三、七〇〇円
二五一月	一、七九〇、〇七〇円	五七一、三〇〇円	五五九、九〇〇円
二五〇月	一、七七七、八五〇円	五六七、四〇〇円	五五六、一〇〇円
二四九月	一、七六五、六三〇円	五六三、五〇〇円	五五二、二〇〇円
二四八月	一、七五三、四一〇円	五五九、六〇〇円	五四八、四〇〇円
二四七月	一、七四一、一九〇円	五五五、七〇〇円	五四四、六〇〇円
二四六月	一、七二八、九七〇円	五五一、八〇〇円	五四〇、八〇〇円
二四五月	一、七一七、〇七〇円	五四八、〇〇〇円	五三七、〇〇〇円
二四四月	一、七〇五、一六〇円	五四四、二〇〇円	五三三、三〇〇円
二四三月	一、六九三、二五〇円	五四〇、四〇〇円	五二九、六〇〇円
二四二月	一、六八一、三五〇円	五三六、六〇〇円	五二五、九〇〇円
二四一月	一、六六九、四四〇円	五三二、八〇〇円	五二一、一〇〇円
二四〇月	一、六五七、五三〇円	五二九、〇〇〇円	五一八、四〇〇円
二三九月	一、六四五、九四〇円	五二五、三〇〇円	五一四、八〇〇円
二三八月	一、六三四、三五〇円	五二一、六〇〇円	五一一、二〇〇円
二三七月	一、六二二、七五〇円	五一七、九〇〇円	五〇七、五〇〇円
二三六月	一、六一一、一六〇円	五一四、二〇〇円	五〇三、九〇〇円
二三五月	一、五九九、八八〇円	五一〇、六〇〇円	五〇〇、四〇〇円
二三四月	一、五八八、六〇〇円	五〇七、〇〇〇円	四九六、九〇〇円
二三三月	一、五七七、三二〇円	五〇三、四〇〇円	四九三、三〇〇円
二五九月	一、八九〇、三四〇円	六〇三、三〇〇円	五九一、二〇〇円
二六〇月	一、九〇三、一九〇円	六〇七、四〇〇円	五九五、三〇〇円
二六一月	一、九一六、〇三〇円	六一一、五〇〇円	五九九、三〇〇円
二六二月	一、九二八、八八〇円	六一五、六〇〇円	六〇三、三〇〇円
二六三月	一、九四二、〇四〇円	六一九、八〇〇円	六〇七、四〇〇円
二六四月	一、九五五、二〇〇円	六二四、〇〇〇円	六一一、五〇〇円
二六五月	一、九六六、三六〇円	六二八、二〇〇円	六一五、六〇〇円
二六六月	一、九八一、五二〇円	六三三、四〇〇円	六一九、八〇〇円
二六七月	一、九九四、九九〇円	六三六、七〇〇円	六二四、〇〇〇円
二六八月	二、〇〇八、四七〇円	六四一、〇〇〇円	六二八、二〇〇円
二六九月	二、〇二一、九四〇円	六四五、三〇〇円	六三二、四〇〇円
二七〇月	二、〇三五、四一〇円	六四九、六〇〇円	六三六、六〇〇円
二七一月	二、〇四八、八九〇円	六五三、九〇〇円	六四〇、八〇〇円
二七二月	二、〇六二、六七〇円	六五八、三〇〇円	六四五、一〇〇円
二七三月	二、〇七六、四六〇円	六六二、七〇〇円	六四九、四〇〇円
二七四月	二、〇九〇、二五〇円	六六七、一〇〇円	六五三、八〇〇円
二七五月	二、一〇四、〇三〇円	六七一、五〇〇円	六五八、一〇〇円
二七六月	二、一一七、八二〇円	六七五、九〇〇円	六六二、四〇〇円
二七七月	二、一二一、九二〇円	六八〇、四〇〇円	六六六、八〇〇円
二七八月	二、一四六、〇二〇円	六八四、九〇〇円	六七一、二〇〇円
二七九月	二、一六〇、一二〇円	六八九、四〇〇円	六七五、六〇〇円
二八〇月	二、一七四、二二〇円	六九三、九〇〇円	六八〇、〇〇〇円
二八一月	二、一八八、三二〇円	六九八、四〇〇円	六八四、四〇〇円
二八二月	二、二〇二、四二〇円	七〇二、九〇〇円	六八八、八〇〇円
二八三月	二、二一六、八三〇円	七〇七、五〇〇円	六九三、四〇〇円
二八四月	二、二三一、二五〇円	七二二、一〇〇円	六九七、九〇〇円

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

二八五月	二、二四五、六六〇円	七二六、七〇〇円	七〇一、四〇〇円
二八六月	二、二六〇、三九〇円	七二一、四〇〇円	七〇七、〇〇〇円
二八七月	二、二七五、一一〇円	七二六、一〇〇円	七一一、六〇〇円
二八八月	二、二八九、八四〇円	七三〇、八〇〇円	七二六、二〇〇円
二八九月	二、三〇四、五七〇円	七三五、五〇〇円	七二〇、八〇〇円
二九〇月	二、三一九、六一〇円	七四〇、三〇〇円	七二五、五〇〇円
二九一月	二、三三四、六五〇円	七四五、一〇〇円	七三〇、二〇〇円
二九二月	二、三四九、六九〇円	七四九、九〇〇円	七三四、九〇〇円
二九三月	二、三六四、七三〇円	七五四、七〇〇円	七三九、六〇〇円
二九四月	二、三七九、七七〇円	七五九、五〇〇円	七四四、三〇〇円
二九五月	二、三九五、一二〇円	七六四、四〇〇円	七四九、一〇〇円
二九六月	二、四一〇、四七〇円	七六九、三〇〇円	七五三、九〇〇円
二九七月	二、四二五、八三〇円	七七四、二〇〇円	七五八、七〇〇円
二九八月	二、四四一、一八〇円	七七九、一〇〇円	七六三、五〇〇円
二九九月	二、四五六、五三〇円	七八四、〇〇〇円	七六八、三〇〇円
三〇〇月	二、四七二、二〇〇円	七八九、〇〇〇円	七七三、二〇〇円
三〇一月	二、四八七、八七〇円	七九四、〇〇〇円	七七八、一〇〇円
三〇二月	二、五〇三、五三〇円	七九九、〇〇〇円	七八三、〇〇〇円
三〇三月	二、五一九、五一〇円	八〇四、一〇〇円	七八八、〇〇〇円
三〇四月	二、五三五、四九〇円	八〇九、二〇〇円	七九三、〇〇〇円
三〇五月	二、五五一、四七〇円	八一四、三〇〇円	七九八、〇〇〇円
三〇六月	二、五六七、四五〇円	八一九、四〇〇円	八〇三、〇〇〇円
三〇七月	二、五八三、七五〇円	八二四、六〇〇円	八〇八、一〇〇円
三〇八月	二、六〇〇、〇四〇円	八二九、八〇〇円	八一二、二〇〇円
三〇九月	二、六一六、三三〇円	八三五、〇〇〇円	八一八、三〇〇円
三一〇月	二、六三二、六三〇円	八四〇、二〇〇円	八二三、四〇〇円

三二一月	二、六四九、二三〇円	八四五、五〇〇円	八二八、六〇〇円
三二二月	二、六六五、八四〇円	八五〇、八〇〇円	八三三、八〇〇円
三二三月	二、六八二、四五〇円	八五六、一〇〇円	八三九、〇〇〇円
三二四月	二、六九九、〇五〇円	八六一、四〇〇円	八四四、二〇〇円
三二五月	二、七一五、九七〇円	八六六、八〇〇円	八四九、五〇〇円
三二六月	二、七三三、八九〇円	八七二、二〇〇円	八五四、八〇〇円
三二七月	二、七四九、八一〇円	八七七、六〇〇円	八六〇、〇〇〇円
三二八月	二、七六六、七三〇円	八八三、〇〇〇円	八六五、三〇〇円
三二九月	二、七八三、九七〇円	八八八、五〇〇円	八七〇、七〇〇円
三三〇月	二、八〇一、二〇〇円	八九四、〇〇〇円	八七六、一〇〇円
三三一月	二、八一八、四三〇円	八九九、五〇〇円	八八一、五〇〇円
三三二月	二、八三五、六七〇円	九〇五、〇〇〇円	八八六、九〇〇円
三三三月	二、八五三、二一〇円	九一〇、六〇〇円	八九二、四〇〇円
三三四月	二、八七〇、七六〇円	九一六、二〇〇円	八九七、九〇〇円
三三五月	二、八八八、三一〇円	九二一、八〇〇円	九〇三、四〇〇円
三三六月	二、九〇六、一七〇円	九二七、五〇〇円	九〇九、〇〇〇円
三三七月	二、九二四、〇三〇円	九三三、二〇〇円	九一四、五〇〇円
三三八月	二、九四一、八九〇円	九三八、九〇〇円	九二〇、一〇〇円
三三九月	二、九五九、七五〇円	九四四、六〇〇円	九二五、七〇〇円
三三〇月	二、九七七、九二〇円	九五〇、四〇〇円	九三一、四〇〇円
三三一月	二、九九六、〇九〇円	九五六、二〇〇円	九三七、一〇〇円
三三二月	三、〇一四、二七〇円	九六二、〇〇〇円	九四二、八〇〇円
三三三月	三、〇三二、四四〇円	九六七、八〇〇円	九四八、四〇〇円
三三四月	三、〇五〇、九三〇円	九七三、七〇〇円	九五四、二〇〇円
三三五月	三、〇六九、四一〇円	九七九、六〇〇円	九六〇、〇〇〇円
三三六月	三、〇八七、九〇〇円	九八五、五〇〇円	九六五、八〇〇円

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

三三七月	三、一〇六、七〇〇円	九九一、五〇〇円	九七一、七〇〇円
三三八月	三、一二五、五〇〇円	九九七、五〇〇円	九七七、六〇〇円
三三九月	三、一四四、三〇〇円	一、〇〇三、五〇〇円	九八三、四〇〇円
三四〇月	三、一六三、四一〇円	一、〇〇九、六〇〇円	九八九、四〇〇円
三四一月	三、一八二、五三〇円	一、〇一五、七〇〇円	九九五、四〇〇円
三四二月	三、二〇一、六四〇円	一、〇二一、八〇〇円	一、〇〇一、四〇〇円
三四三月	三、二二〇、七五〇円	一、〇二七、九〇〇円	一、〇〇七、三〇〇円
三四四月	三、二四〇、一八〇円	一、〇三四、一〇〇円	一、〇一三、四〇〇円
三四五月	三、二五九、六一〇円	一、〇四〇、三〇〇円	一、〇一九、五〇〇円
三四六月	三、二七九、〇三〇円	一、〇四六、五〇〇円	一、〇二五、六〇〇円
三四七月	三、二九八、四六〇円	一、〇五二、七〇〇円	一、〇三一、六〇〇円
三四八月	三、三一八、二〇〇円	一、〇五九、〇〇〇円	一、〇三七、八〇〇円
三四九月	三、三三七、九四〇円	一、〇六五、三〇〇円	一、〇四四、〇〇〇円
三五〇月	三、三五七、六八〇円	一、〇七一、六〇〇円	一、〇五〇、二〇〇円
三五一月	三、三七七、七三〇円	一、〇七八、〇〇〇円	一、〇五六、四〇〇円
三五二月	三、三九七、七九〇円	一、〇八四、四〇〇円	一、〇六二、七〇〇円
三五三月	三、四一八、一五〇円	一、〇九〇、九〇〇円	一、〇六九、一〇〇円
三五四月	三、四三八、五二〇円	一、〇九七、四〇〇円	一、〇七五、五〇〇円
三五五月	三、四五八、八九〇円	一、一〇三、九〇〇円	一、〇八一、八〇〇円
三五六月	三、四七九、五七〇円	一、一一〇、五〇〇円	一、〇八八、三〇〇円
三五七月	三、五〇〇、二五〇円	一、一一七、一〇〇円	一、〇九四、八〇〇円
三五八月	三、五二〇、九三〇円	一、一二三、七〇〇円	一、一〇一、二〇〇円
三五九月	三、五四一、六一〇円	一、一二〇、三〇〇円	一、一〇七、七〇〇円
三六〇月	三、五六二、六〇〇円	一、一三七、〇〇〇円	一、一一四、三〇〇円
三六一月	三、五八三、五九〇円	一、一四三、七〇〇円	一、一二〇、八〇〇円
三六二月	三、六〇四、五九〇円	一、一五〇、四〇〇円	一、一二七、四〇〇円

三六三月	三、六二五、八九〇円	一、一五七、二〇〇円	一、一三四、一〇〇円
三六四月	三、六四七、二〇〇円	一、一六四、〇〇〇円	一、一四〇、七〇〇円
三六五月	三、六六六、五一〇円	一、一七〇、八〇〇円	一、一四七、四〇〇円
三六六月	三、六九〇、一三〇円	一、一七七、七〇〇円	一、一五四、一〇〇円
三六七月	三、七一、七五〇円	一、一八四、六〇〇円	一、一六〇、九〇〇円
三六八月	三、七三三、三七〇円	一、一九一、五〇〇円	一、一六七、七〇〇円
三六九月	三、七五五、三〇〇円	一、一九八、五〇〇円	一、一七四、五〇〇円
三七〇月	三、七七七、二三〇円	一、二〇五、五〇〇円	一、一八一、四〇〇円
三七一月	三、七九九、一七〇円	一、二一二、五〇〇円	一、一八八、三〇〇円
三七二月	三、八二一、四一〇円	一、二一九、六〇〇円	一、一九五、二〇〇円
三七三月	三、八四三、六六〇円	一、二二六、七〇〇円	一、二〇二、二〇〇円
三七四月	三、八六五、九一〇円	一、二三三、八〇〇円	一、二〇九、一〇〇円
三七五月	三、八八八、四七〇円	一、二四一、〇〇〇円	一、二一六、二〇〇円
三七六月	三、九一一、〇三〇円	一、二四八、二〇〇円	一、二二三、二〇〇円
三七七月	三、九三三、五九〇円	一、二五五、四〇〇円	一、二三〇、三〇〇円
三七八月	三、九五六、四六〇円	一、二六二、七〇〇円	一、二三七、四〇〇円
三七九月	三、九七九、三三〇円	一、二七〇、〇〇〇円	一、二四四、六〇〇円
三八〇月	四、〇〇二、二一〇円	一、二七七、三〇〇円	一、二五一、八〇〇円
三八一月	四、〇二五、三九〇円	一、二八四、七〇〇円	一、二五九、〇〇〇円
三八二月	四、〇四八、五八〇円	一、二九二、一〇〇円	一、二六六、三〇〇円
三八三月	四、〇七二、〇八〇円	一、二九九、六〇〇円	一、二七三、六〇〇円
三八四月	四、〇九五、五八〇円	一、三〇七、一〇〇円	一、二八一、〇〇〇円
三八五月	四、一一九、〇八〇円	一、三一四、六〇〇円	一、二八八、三〇〇円
三八六月	四、一四二、八九〇円	一、三二二、二〇〇円	一、二九五、八〇〇円
三八七月	四、一六六、七一〇円	一、三三九、八〇〇円	一、三〇三、二〇〇円
三八八月	四、一九〇、八三〇円	一、三三七、五〇〇円	一、三一〇、八〇〇円

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

三八九月	四、二二四、九六〇円	一、三四五、二〇〇円	一、三一八、三〇〇円
三九〇月	四、二三九、〇九〇円	一、三五二、九〇〇円	一、三二五、八〇〇円
三九一月	四、二六三、五三〇円	一、三六〇、七〇〇円	一、三三三、五〇〇円
三九二月	四、二八七、九七〇円	一、三六八、五〇〇円	一、三四一、一〇〇円
三九三月	四、三一二、四一〇円	一、三七六、三〇〇円	一、三四八、八〇〇円
三九四月	四、三三六、八五〇円	一、三八四、一〇〇円	一、三五六、四〇〇円
三九五月	四、三六一、六〇〇円	一、三九二、〇〇〇円	一、三六四、二〇〇円
三九六月	四、三八六、三五〇円	一、三九九、九〇〇円	一、三七一、九〇〇円
三九七月	四、四一一、四二〇円	一、四〇七、九〇〇円	一、三七九、七〇〇円
三九八月	四、四三六、四九〇円	一、四一五、九〇〇円	一、三八七、六〇〇円
三九九月	四、四六一、八七〇円	一、四二四、〇〇〇円	一、三九五、五〇〇円
四〇〇月	四、四八七、二五〇円	一、四三二、一〇〇円	一、四〇三、五〇〇円
四〇一月	四、五一二、六三〇円	一、四四〇、二〇〇円	一、四一一、四〇〇円
四〇二月	四、五三八、三二〇円	一、四四八、四〇〇円	一、四一九、四〇〇円
四〇三月	四、五六四、〇一〇円	一、四五六、六〇〇円	一、四二七、五〇〇円
四〇四月	四、五九〇、〇二〇円	一、四六四、九〇〇円	一、四三五、六〇〇円
四〇五月	四、六一六、〇三〇円	一、四七三、二〇〇円	一、四四三、七〇〇円
四〇六月	四、六四二、〇三〇円	一、四八一、五〇〇円	一、四五二、九〇〇円
四〇七月	四、六六八、三五〇円	一、四八九、九〇〇円	一、四六〇、一〇〇円
四〇八月	四、六九四、六七〇円	一、四九八、三〇〇円	一、四六八、三〇〇円
四〇九月	四、七二一、三一〇円	一、五〇六、八〇〇円	一、四七六、七〇〇円
四一〇月	四、七四七、九四〇円	一、五一五、三〇〇円	一、四八五、〇〇〇円
四一一月	四、七七四、五七〇円	一、五二三、八〇〇円	一、四九三、三〇〇円
四一二月	四、八〇一、五二〇円	一、五三三、四〇〇円	一、五〇一、八〇〇円
四一三月	四、八二八、四七〇円	一、五四一、〇〇〇円	一、五一〇、二〇〇円
四一四月	四、八五五、七三〇円	一、五四九、七〇〇円	一、五一八、七〇〇円

四一五月	四、八八二、九九〇円	一、五五八、四〇〇円	一、五二七、二〇〇円
四一六月	四、九一〇、五六〇円	一、五六七、二〇〇円	一、五三五、九〇〇円
四一七月	四、九三八、一三〇円	一、五七六、〇〇〇円	一、五四四、五〇〇円
四一八月	四、九六五、七一〇円	一、五八四、八〇〇円	一、五五三、一〇〇円
四一九月	四、九九三、五九〇円	一、五九三、七〇〇円	一、五六一、八〇〇円
四二〇月	五、〇二一、四八〇円	一、六〇二、六〇〇円	一、五七〇、五〇〇円
四二一月	五、〇四九、六八〇円	一、六一一、六〇〇円	一、五七九、四〇〇円
四二二月	五、〇七七、八八〇円	一、六二〇、六〇〇円	一、五八八、二〇〇円
四二三月	五、一〇六、三九〇円	一、六二九、七〇〇円	一、五九七、一〇〇円
四二四月	五、一三四、九一〇円	一、六三八、八〇〇円	一、六〇六、〇〇〇円
四二五月	五、一六三、四二〇円	一、六四七、九〇〇円	一、六一四、九〇〇円
四二六月	五、一九二、二五〇円	一、六五七、一〇〇円	一、六二四、〇〇〇円
四二七月	五、二二一、〇七〇円	一、六六六、三〇〇円	一、六三三、〇〇〇円
四二八月	五、二五〇、二一〇円	一、六七五、六〇〇円	一、六四二、一〇〇円
四二九月	五、二七九、三五〇円	一、六八四、九〇〇円	一、六五一、二〇〇円
四三〇月	五、三〇八、八一〇円	一、六九四、三〇〇円	一、六六〇、四〇〇円
四三一月	五、三三八、二六〇円	一、七〇三、七〇〇円	一、六六九、六〇〇円
四三二月	五、三六七、七一〇円	一、七一一、一〇〇円	一、六七八、八〇〇円
四三三月	五、三九七、四八〇円	一、七二二、六〇〇円	一、六八八、一〇〇円
四三四月	五、四二七、五六〇円	一、七三三、二〇〇円	一、六九七、六〇〇円
四三五月	五、四五七、六四〇円	一、七四一、八〇〇円	一、七〇七、〇〇〇円
四三六月	五、四八八、〇三〇円	一、七五一、五〇〇円	一、七一六、五〇〇円
四三七月	五、五一八、四三〇円	一、七六一、二〇〇円	一、七二六、〇〇〇円
四三八月	五、五四八、八二〇円	一、七七〇、九〇〇円	一、七三五、五〇〇円
四三九月	五、五七九、五三〇円	一、七八〇、七〇〇円	一、七四五、一〇〇円
四四〇月	五、六一〇、二三〇円	一、七九〇、五〇〇円	一、七五四、七〇〇円

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

四四一月	五、六四一、二五〇円	一、八〇〇、四〇〇円	一、七六四、四〇〇円
四四二月	五、六七二、二七〇円	一、八一〇、三〇〇円	一、七七四、一〇〇円
四四三月	五、七〇三、六一〇円	一、八二〇、三〇〇円	一、七八三、九〇〇円
四四四月	五、七三四、九四〇円	一、八三〇、三〇〇円	一、七九三、七〇〇円
四四五月	五、七六六、五九〇円	一、八四〇、四〇〇円	一、八〇三、六〇〇円
四四六月	五、七九八、二三〇円	一、八五〇、五〇〇円	一、八一三、五〇〇円
四四七月	五、八三〇、一九〇円	一、八六〇、七〇〇円	一、八二三、五〇〇円
四四八月	五、八六一、一五〇円	一、八七〇、九〇〇円	一、八三三、五〇〇円
四四九月	五、八九四、四三〇円	一、八八一、二〇〇円	一、八四三、六〇〇円
四五〇月	五、九二六、七〇〇円	一、八九一、五〇〇円	一、八五三、七〇〇円
四五一月	五、九五九、二九〇円	一、九〇一、九〇〇円	一、八六三、九〇〇円
四五二月	五、九九一、八七〇円	一、九一二、三〇〇円	一、八七四、一〇〇円
四五三月	六、〇二四、七七〇円	一、九二二、八〇〇円	一、八八四、三〇〇円
四五四月	六、〇五七、六七〇円	一、九三三、三〇〇円	一、八九四、六〇〇円
四五五月	六、〇九〇、八九〇円	一、九四三、九〇〇円	一、九〇五、〇〇〇円
四五六月	六、一二四、一〇〇円	一、九五四、五〇〇円	一、九一五、四〇〇円
四五七月	六、一五七、六三〇円	一、九六五、二〇〇円	一、九二五、九〇〇円
四五八月	六、一九一、一五〇円	一、九七五、九〇〇円	一、九三六、四〇〇円
四五九月	六、二二四、九九〇円	一、九八六、七〇〇円	一、九四七、〇〇〇円
四六〇月	六、二五八、八三〇円	一、九九七、五〇〇円	一、九五七、六〇〇円
四六一月	六、二九一、九九〇円	二、〇〇八、四〇〇円	一、九六八、二〇〇円
四六二月	六、三二七、四五〇円	二、〇一九、四〇〇円	一、九七九、〇〇〇円
四六三月	六、三六一、九二〇円	二、〇三〇、四〇〇円	一、九八九、八〇〇円
四六四月	六、三九六、七〇〇円	二、〇四一、五〇〇円	二、〇〇〇、七〇〇円
四六五月	六、四三一、四八〇円	二、〇五二、六〇〇円	二、〇一一、五〇〇円
四六六月	六、四六六、五七〇円	二、〇六三、八〇〇円	二、〇二二、五〇〇円

四六七月	六、五〇一、六七〇円	二、〇七五、〇〇〇円	二、〇三三、五〇〇円
四六八月	六、五三六、七六〇円	二、〇八六、二〇〇円	二、〇四四、五〇〇円
四六九月	六、五七二、一七〇円	二、〇九七、五〇〇円	二、〇五五、六〇〇円
四七〇月	六、六〇七、八九〇円	二、一〇八、九〇〇円	二、〇六六、七〇〇円
四七一月	六、六四三、六一〇円	二、一二〇、三〇〇円	二、〇七七、九〇〇円
四七二月	六、六七九、六四〇円	二、一三一、八〇〇円	二、〇八九、二〇〇円
四七三月	六、七一五、六七〇円	二、一四三、三〇〇円	二、一〇〇、四〇〇円
四七四月	六、七五二、〇二〇円	二、一五四、九〇〇円	二、一一一、八〇〇円
四七五月	六、七八八、六八〇円	二、一六六、六〇〇円	二、一二三、三〇〇円
四七六月	六、八二五、三四〇円	二、一七八、三〇〇円	二、一三四、七〇〇円
四七七月	六、八六一、三一〇円	二、一九〇、一〇〇円	二、一四六、三〇〇円
四七八月	六、八九九、二九〇円	二、二〇一、九〇〇円	二、一五七、九〇〇円
四七九月	六、九三六、五七〇円	二、二二三、八〇〇円	二、一六九、五〇〇円
四八〇月	六、九七三、八六〇円	二、二三五、七〇〇円	二、一八一、二〇〇円
四八一月	七、〇一一、四六〇円	二、二三七、七〇〇円	二、一九二、九〇〇円
四八二月	七、〇四九、三七〇円	二、二四九、八〇〇円	二、二〇四、八〇〇円
四八三月	七、〇八七、二九〇円	二、二六一、九〇〇円	二、二一六、七〇〇円
四八四月	七、一二五、五一〇円	二、二七四、一〇〇円	二、二二八、六〇〇円
四八五月	七、一六三、七四〇円	二、二八六、三〇〇円	二、二四〇、六〇〇円
四八六月	七、二〇一、二八〇円	二、二九八、六〇〇円	二、二五二、六〇〇円
四八七月	七、二四一、一三〇円	二、三一〇、〇〇〇円	二、二六四、八〇〇円
四八八月	七、二七九、九九〇円	二、三二三、四〇〇円	二、二七六、九〇〇円
四八九月	七、三一七、一五〇円	二、三三五、九〇〇円	二、二八九、二〇〇円
四九〇月	七、三五八、三三〇円	二、三三八、四〇〇円	二、三〇一、四〇〇円
四九一月	七、三九七、八〇〇円	二、三六一、〇〇〇円	二、三一二、八〇〇円
四九二月	七、四三七、二八〇円	二、三七三、六〇〇円	二、三二六、一〇〇円

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

四九三月	七、四七七、〇七〇円	二、三八六、三〇〇円	二、三三八、六〇〇円
四九四月	七、五一七、一八〇円	二、三九九、一〇〇円	二、三五一、一〇〇円
四九五月	七、五五七、六〇〇円	二、四二二、〇〇〇円	二、三六三、八〇〇円
四九六月	七、五九八、〇二〇円	二、四二四、九〇〇円	二、三七六、四〇〇円
四九七月	七、六三八、七五〇円	二、四三七、九〇〇円	二、三八九、一〇〇円
四九八月	七、六七九、四九〇円	二、四五〇、九〇〇円	二、四〇一、九〇〇円
四九九月	七、七二〇、五三〇円	二、四六四、〇〇〇円	二、四一四、七〇〇円
五〇〇月	七、七六一、八九〇円	二、四七七、二〇〇円	二、四二七、七〇〇円
五〇一月	七、八〇三、二五〇円	二、四九〇、四〇〇円	二、四四〇、六〇〇円
五〇二月	七、八四四、九三〇円	二、五〇三、七〇〇円	二、四五三、六〇〇円
五〇三月	七、八八六、六〇〇円	二、五一七、〇〇〇円	二、四六六、七〇〇円
五〇四月	七、九二八、五九〇円	二、五三〇、四〇〇円	二、四七九、八〇〇円
五〇五月	七、九七〇、八九〇円	二、五四三、九〇〇円	二、四九三、〇〇〇円
五〇六月	八、〇一三、五〇〇円	二、五五七、五〇〇円	二、五〇六、四〇〇円
五〇七月	八、〇五六、一一〇円	二、五七一、一〇〇円	二、五一九、七〇〇円
五〇八月	八、〇九九、〇四〇円	二、五八四、八〇〇円	二、五三三、一〇〇円
五〇九月	八、一四一、九七〇円	二、五九八、五〇〇円	二、五四六、五〇〇円
五〇十月	八、一八五、二二〇円	二、六二二、三〇〇円	二、五六〇、一〇〇円
五〇十一月	八、二二八、七六〇円	二、六二六、二〇〇円	二、五七三、七〇〇円
五〇十二月	八、二七二、六三〇円	二、六四〇、二〇〇円	二、五八七、四〇〇円
五〇三月	八、三一六、四九〇円	二、六五四、二〇〇円	二、六〇一、一〇〇円
五〇四月	八、三六〇、六七〇円	二、六六八、三〇〇円	二、六一四、九〇〇円
五〇五月	八、四〇四、八五〇円	二、六八二、四〇〇円	二、六二八、八〇〇円
五〇六月	八、四四九、三五〇円	二、六九六、六〇〇円	二、六四二、七〇〇円
五〇七月	八、四九四、一五〇円	二、七一〇、九〇〇円	二、六五六、七〇〇円
五〇八月	八、五三九、二七〇円	二、七二五、三〇〇円	二、六七〇、八〇〇円

五〇九月	八、五八四、三九〇円	二、七三九、七〇〇円	二、六八四、九〇〇円
五〇十月	八、六二九、八三〇円	二、七五四、二〇〇円	二、六九九、一〇〇円
五〇十一月	八、六七五、五七〇円	二、七六八、八〇〇円	二、七二三、四〇〇円
五〇十二月	八、七二一、三二〇円	二、七八三、四〇〇円	二、七二七、七〇〇円
五〇一月	八、七六七、三八〇円	二、七九八、一〇〇円	二、七四二、一〇〇円
五〇二月	八、八一三、七五〇円	二、八一二、九〇〇円	二、七五六、六〇〇円
五〇三月	八、八六〇、四四〇円	二、八二七、八〇〇円	二、七七二、二〇〇円
五〇四月	八、九〇七、一三〇円	二、八四二、七〇〇円	二、七八五、八〇〇円
五〇五月	八、九五四、一三〇円	二、八五七、七〇〇円	二、八〇〇、五〇〇円
五〇六月	九、〇〇一、四四〇円	二、八七二、八〇〇円	二、八一五、三〇〇円
五〇七月	九、〇四八、七五〇円	二、八八七、九〇〇円	二、八三〇、一〇〇円
五〇八月	九、〇九六、三八〇円	二、九〇三、一〇〇円	二、八四五、〇〇〇円
五〇九月	九、一四四、三二〇円	二、九一八、四〇〇円	二、八六〇、〇〇〇円
五〇十月	九、一九二、五七〇円	二、九三三、八〇〇円	二、八七五、一〇〇円
五〇十一月	九、二四一、一四〇円	二、九四九、三〇〇円	二、八九〇、三〇〇円
五〇十二月	九、二八九、七一〇円	二、九六四、八〇〇円	二、九〇五、五〇〇円
五〇一月	九、三三八、五九〇円	二、九八〇、四〇〇円	二、九二〇、八〇〇円
五〇二月	九、三八七、七八〇円	二、九九六、一〇〇円	二、九三六、二〇〇円
五〇三月	九、四三七、二九〇円	三、〇一一、九〇〇円	二、九五二、七〇〇円
五〇四月	九、四八六、七九〇円	三、〇二七、七〇〇円	二、九八七、一〇〇円
五〇五月	九、五三六、六一〇円	三、〇四三、六〇〇円	二、九八二、七〇〇円
五〇六月	九、五八六、七五〇円	三、〇五九、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇七月	九、六三六、七五〇円	三、〇七五、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇八月	九、六八六、七五〇円	三、〇九一、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇九月	九、七三六、七五〇円	三、一〇七、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇十月	九、七八六、七五〇円	三、一二三、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇十一月	九、八三六、七五〇円	三、一三九、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇十二月	九、八八六、七五〇円	三、一五五、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇一月	九、九三六、七五〇円	三、一七一、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇二月	九、九八六、七五〇円	三、一八七、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇三月	一〇、〇三六、七五〇円	三、二〇三、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇四月	一〇、〇八六、七五〇円	三、二一九、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇五月	一〇、一三六、七五〇円	三、二三五、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇六月	一〇、一八六、七五〇円	三、二五二、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇七月	一〇、二三六、七五〇円	三、二六九、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇八月	一〇、二八六、七五〇円	三、二八六、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇九月	一〇、三三六、七五〇円	三、三〇三、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇十月	一〇、三八六、七五〇円	三、三一九、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇十一月	一〇、四三六、七五〇円	三、四一五、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇十二月	一〇、四八六、七五〇円	三、四三二、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇一月	一〇、五三六、七五〇円	三、四四九、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇二月	一〇、五八六、七五〇円	三、四六六、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇三月	一〇、六三六、七五〇円	三、四八三、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇四月	一〇、六八六、七五〇円	三、五〇〇、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇五月	一〇、七三六、七五〇円	三、五一七、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇六月	一〇、七八六、七五〇円	三、五三四、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇七月	一〇、八三六、七五〇円	三、五五二、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇八月	一〇、八八六、七五〇円	三、五六九、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇九月	一〇、九三六、七五〇円	三、五八七、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇十月	一〇、九八六、七五〇円	三、六〇五、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇十一月	一〇、一〇三六、七五〇円	三、六二三、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円
五〇十二月	一〇、一〇八六、七五〇円	三、六四一、六〇〇円	二、九九八、四〇〇円

別表第二(第二十一条の三関係)

年 数	金 額
一年	一、四五〇円
二年	一、四五〇円
三年	一、五五〇円
四年	一、六〇〇円
五年	一、六五〇円
六年	二、〇五〇円
七年	二、四五〇円
八年	二、八五〇円
九年	三、三〇〇円
一〇年	三、七五〇円

別表第三(第二十一条の四関係)

月 数	金 額
四三月	四三、二〇〇円
四四月	四四、四〇〇円
四五月	四五、七〇〇円
四六月	四七、〇〇〇円
四七月	四八、三〇〇円
四八月	四九、六〇〇円
四九月	五一、〇〇〇円
五〇月	五一、三〇〇円
五一月	五三、七〇〇円
五二月	五五、二〇〇円
五三月	五六、七〇〇円
五四月	五八、二〇〇円

五五月	五九、七〇〇円
五六月	六一、三〇〇円
五七月	六二、九〇〇円
五八月	六四、六〇〇円
五九月	六六、三〇〇円

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年十二月一日から施行する。ただし、第五十三条第一項の改正規定及び第七十八条第一項の改正規定(この場合において「の下に加える部分を除く。」並びに附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(掛金月額に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に掛金月額が三千円未満である退職金共済契約に関する改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。)第四條第二項及び第三項の規定の適用については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過する日までの間は、同条第二項中「三千円」とあるのは「二千二百円」と、同条第三項中「三千円」とあるのは「二千二百円を超え二千円未満であるときは二百円に整数を乗じて得た額、二千円を超え三千円未満であるときは五百円に整数を乗じて得た額、三千円」とする。

2 中小企業退職金共済事業団は、前項に規定する退職金共済契約に係る共済契約者からの掛金月額の減少の申込みについては、新法第九条第二項の規定にかかわらず、前項に規定する期間中は、新法第八条第三項各号に掲げる場合にお

いても、これを承諾してはならない。ただし、新法第九条の規定により掛金月額が三千円を超える額に増加された後における三千円以上の額への掛金月額の減少の申込みについては、この限りでない。

3 前二項の規定は、第一項に規定する退職金共済契約のうち、同項に規定する期間の満了後における掛金月額を三千円以上に増加させることが著しく困難であると労働大臣が認定したもの(以下この条において「第三項認定契約」という。)に係る当該期間の満了後における掛金月額に關して準用する。この場合において、同項中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過する日までの間は」とあるのは、「労働省令で定める日までの間は」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する退職金共済契約のうち、同項に規定する期間の満了の際現に掛金月額が三千円未満であるもの(第三項認定契約を除く。)に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、三千円に増加されたものとみなす。

5 第三項認定契約のうち、第三項において準用する第一項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が三千円未満であるものに係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、三千円に増加されたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に掛金月額が三千五百円又は四千五百円である退職金共済契約については、新法第四条第三項の規定にかかわらず、第一項に規定する期間中は、その掛金月額を当該三千五百円又は四千五百円とすることができ、ただし、新法第九条の規定により掛金月額

が当該三千五百円又は四千五百円以外の額に変更された日以後においては、この限りでない。

7 前項の規定は、同項に規定する退職金共済契約のうち、第一項に規定する期間の満了後における掛金月額を当該三千五百円又は四千五百円を超える額に増加させることが著しく困難であり、かつ、当該共済契約者が当該期間の満了後においてもなおその掛金月額を当該三千五百円又は四千五百円とする旨の希望を有すると労働大臣が認定したもの(以下この条において「第七項認定契約」という。)に係る当該期間の満了後における掛金月額に關して準用する。この場合において、前項中「第一項に規定する期間中は」とあるのは、「労働省令で定める日までの間は」と読み替えるものとする。

8 第六項に規定する退職金共済契約のうち、第一項に規定する期間の満了の際現に掛金月額が三千五百円又は四千五百円であるもの(第七項認定契約を除く。)に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、それぞれ、四千円又は五千円に増加されたものとみなす。

9 第七項認定契約のうち、第七項において準用する第六項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が三千五百円又は四千五百円であるものに係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、それぞれ、四千円又は五千円に増加されたものとみなす。

10 第三項及び第七項の規定による認定に關し必要な事項は、労働省令で定める。

11 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である被共済者に係る退職金共済契約に關しては、第三項及び第七項中「労働大臣」と

あるのは「運輸大臣」と、第三項において準用する第一項、第七項において準用する第六項及び前項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

(退職金等に関する経過措置)

第三條 新法第十條第二項並びに第二十一條の四第一項及び第二項の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職金の支給について適用し、施行日前に退職した者に係る退職金の支給については、なお従前の例による。

2 新法第十三条第四項及び第二十一条の四第三項の規定は、施行日以後に退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の支給について適用し、施行日前に退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の支給については、なお従前の例による。

第四条 施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者で施行日以後に退職したものの（以下「継続被共済者」という。）のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのない者に係る退職金の額は、新法第十条第二項の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た金額の合算額（その金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、退職が死亡による場合であつて当該合算額が納付された掛金の総額に満たないときにおける退職金の額は、納付された掛金の総額に相当する額とする。

一掛金月額(千二百円を超える掛金月額にあつては、千二百円)を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金納付月数に応じ新法別表第一の第二欄に定める金額か

らその第三欄に定める金額の三倍の額を減じて得た金額の十二分の一の金額に、その第三欄に定める金額の十分の一の金額を加算した金額

千二百円を超える掛金月額について、その超える額を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金納付月数に応じ新法別表第一の第三欄（掛金月額の変更があつた場合において、次のイ又はロに掲げる場合に該当するとき）（掛金納付月数が二十四月未満である場合を除く。）は、当該イ又はロに定める額については、当該イ又はロに定める額を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金納付月数に応じ同表の第四欄）に定める金額の十分の一の金額

イ 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日前である場合において、同日前における掛金月額の最高額を超える掛金月額が同日以後にあるとき。 当

該最高額を超える額

口 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以後である場合において、当該効力を生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき。当該効力を生じた日における掛金月額を超える額

「施行日前に効力を生じた退職金共済契約で過去勤務掛金が納付されたことのないものが施行日以後に解除されたときにおける解約手当金の支給に関する新法第十三条第四項の規定の適用については、同項中「千円」とあるのは「百円」と」、「退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき」とある

るのは「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)附則第四条第一項第二号イ又はロに掲げる場合に該当するとき」と、「その超える額」とあるのは「同号イ又はロに定める額」と、「金額」とあるのは「金額の十分の一の金額」とする。

第五條、過去勤務掛金が納付されたことのある退職職金共済契約の継続被共済者（次項の規定に該当する継続被共済者を除く。）が退職したときにおける退職金の額は、新法第十条第二項並びに第二十一条の四第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第一項第一号中「掛金月額」とあるのは「掛金月額及び過去勤務通算月額」と、「掛金納付月額」とあるのは「掛金納付月額に過去勤務期間の月数を加えた月額」と、同項第二号中「超える掛金月額」とあるのは「超える掛金月額及び過去勤務通算月額」と、「掛金納付月額に応じ」とあるのは「掛金納付月額に過去勤務期間の月数を加えた月額に応じ」として、同項本文の規定により計算した場合に得られる額とする。

ただし、当該計算した場合に得られる額が、同項本文の規定により計算して得た額（退職が死亡による場合であつて、当該計算して得た額が納付された掛金の総額に満たないときは、納付された掛金の総額）に納付された過去勤務掛金の総額（過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月であるときは四千九百六十円に、過去勤務掛金の納付があつた月数が六十月であるときは六千八百円に、過去勤務掛金の額を百円で除して得た数を乗じて得た額）を加算した額に満たないときは、当該加算した額とする。

2 過去勤務掛金が納付されたことのある退職金

共済契約の継続被共済者であつて、その者について、退職金共済契約の効力が生じた日（特例申出に係る継続被共済者（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十五号）附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する同法による改正後の中小企業退職金共済法第二十一条の二第一項の規定による申出に係る継続被共済者をいう。）にあつては、当該申出をした日）の属する月から五年（過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数）を経過する月までの一部の月につき過去勤務掛金が納付されていないものが退職したときにおける退職金の支給については、新法第二十一条の四第二項第二号中「かかわらず、同項本文」とあるのは「かかわらず、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則第四条第一項本文」と、「掛金納付月数」とあるのは「掛金納付月数（同法附則第五条第二項に規定する特例申出に係る継続被共済者にあつては、当該申出をした日の属する月以後の期間に係る掛金納付月数）」と、「額は、同項本文」とあるのは「額は、同法附則第四条第一項本文」として、同項の規定を適用する。

3 施行日前に効力を生じた退職金共済契約で過去勤務掛金が納付されたことのあるものが施行日以後に解除されたときにおける解約手当金の支給に関する新法第二十一条の四第三項の規定の適用については、同項第二号イ中「第一項の規定に該当する被其済者」とあるのは「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号。以下「昭和六十年改正

法」という。(附則第五条第一項の規定に該当する継続被共済者」と、「前項の規定に該当する被共済者」とあるのは「同条第二項の規定に該当する継続被共済者」と、「同項第二号」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用する前項第二号」と、同号ロ中「掛金納付月数(第一項の規定に該当する被共済者」とあるのは「掛金月額(千二百円を超える掛金月額にあつては、千二百円)を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金納付月数に依り(昭和六十一年改正法附則第五条第一項の規定に該当する継続被共済者」と、「にあつては」とあるのは「にあつては、掛金月額及び過去勤務通算月額(千二百円を超える掛金月額及び過去勤務通算月額にあつては、千二百円)を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る」と、「月数」に依り」とあるのは「月数に依り」と、「得た金額」とあるのは「得た金額の十二分の一の金額の合算額(その金額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てたものとする。）」とする。

第六条 新法第十八条の二第一項の規定に基づき掛金の減額の措置が講ぜられる月について、共済契約者が同項の規定に基づき減額された額により掛金を納付した場合には、前二条の規定の適用については、新法第十八条第一項の掛金月額により掛金の納付があつたものとみなす。

(掛金納付月数の通算に関する経過措置)

第七条 新法第十四条の規定は、被共済者が昭和五十九年十二月一日以後に退職し、施行日以後再び被共済者となつた場合について適用し、被共済者が同月一日前に退職した場合又は被共済

者が同日以後退職し、施行日前に再び被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(役員の任期に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に中小企業退職金共済事業団又は特定業種退職金共済組合の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

(国の補助に関する経過措置)

第九条 施行日前に退職した者に係る退職金の支給に要する費用に関する国の補助については、新法第九十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における社会経済情勢に即応し、中小企業退職金共済制度の一層の充実を図るため、退職金共済契約に係る掛金月額の引上げ、掛金納付月数の通算事由の拡大及び余裕金の運用方法の範囲の拡大を行うとともに、加入促進等のための掛金負担軽減措置を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、高齢化社会の進展等最近における社会経済情勢に即応し、中小企業退職金共済制度の充実強化を図るため、掛金月額の引上げのほか、掛金納付月数の通算事由、余裕金の運用方法等について所要の改善を行うとともに、加入促進等のため、新たに掛金の負担軽減措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 掛金月額の最低額を千二百円から三千円に、最高額を一万六千円から二万円にそれぞれ引き上げるとともに、掛金月額の刻みを整理するものとする。

2 被共済者が退職後二年以内に再び被共済者となつた場合、直前の退職金共済契約に係る掛金納付月数が二十四月以上であるときは、当該退職の理由の如何を問はず、その者の申出に基づき掛金納付月数を通算することができるとすること。

3 中小企業退職金共済事業団(以下「事業団」という。)及び特定業種退職金共済組合(以下「組合」という。)は、事業主がそれぞれ当該退職金共済制度へ加入すること等を促進するため、掛金負担軽減措置を講ずることができるとすること。

4 過去勤務通算月額の最低額を千二百円から三千円に引き上げるとともに、過去勤務掛金が完納された場合の過去勤務期間に係る退職金給付の水準を過去勤務期間以外の掛金納付月数に係る退職金納付水準と同様の水準に引

き上げるものとする。

5 事業団及び組合の理事長を除く役員の任期を四年から二年に変更するものとする。

6 余裕金の運用の方法の範囲に、被共済者を被保険者とする生命保険の保険料の払込みを加えるものとする。

7 事業団等が行う掛金負担軽減措置に要する費用を国が補助することとし、退職金給付に対する国庫補助は廃止するものとする。

8 この法律の施行期日は、余裕金の運用方法の範囲の拡大については公布の日とするほか、昭和六十一年十二月一日とすること。

9 その他掛金月額、退職金及び国の補助等に関する経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備等を行うものとする。

二 議案の可決理由

最近における社会経済情勢に即応し、中小企業退職金共済制度の充実強化及び加入促進等を図るため、掛金月額の引上げ、余裕金の運用方法の範囲の拡大、掛金負担軽減措置等を講ずることは時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十一年度一般会計予算(労働省所管)において、中小企業退職金共済制度実施に必要な経費として、二十八億七千三百九十一万九千九百円、特定業種退職金共済制度実施に必要な経費として九億三千五百四万五千円、昭和六十一年度労働保険特別会計(労働省所管)において、中小企業退職金共済制度実施に必要な経費とし

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案 五八六

て、労災勘定に五千七百二十万三千円、雇用勘定に六億五千八百四十七万九千円が、それぞれ計上されている。
右報告する。

昭和六十一年四月八日
社会労働委員長 山崎 拓
衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、中小企業労働者と大企業労働者との労働条件格差を縮小する必要があることにかんがみ、中小企業労働者の労働条件を改善するための施策を総合的に推進するとともに、中小企業退職金共済法の改正施行に当たっては、退職金制度が高齢化社会において労働者の老後保障の機能をもつものとして今後一層重要な役割を果たすことに十分留意しつつ、次の諸点について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 中小企業退職金共済制度の適用拡大を図るため、地方公共団体への協力要請、相談体制の整備等加入促進対策を積極的に推進すること。

二 中小企業退職金共済事業団等の資産運用については、その安全の確保に留意しつつ、効率化を図るとともに、共済融資制度の一層の改善に努めること。

三 中小企業退職金共済制度の運営に当たっては、関係労使の意見を十分反映しうるよう一層の配慮を行うこと。特に受益者である労働者の意向が反映できるよう所要の措置を検討すること。

四 建設業及び林業等特定業種退職金共済制度についても加入促進策を強化し、掛金日額の改善

を図るとともに、共済手帳の交付及び共済証紙の貼付の履行確保に必要な措置を講ずること。

また、建設業退職金共済制度については、給付の改善を行うよう検討すること。

五 林業退職金共済制度については、充足後の期間が短いこと、退職金額が低いこと等にかんがみ、本制度の一層の充実を含め、林業労働者の福祉向上に努めること。

六 今後とも、中小企業退職金共済制度の安定的運営を確保するため、所要の財源措置を講ずること。

七 増大するパートタイマー等の労働条件及び生活実態を踏まえ、中小企業退職金共済制度における包括加入の原則に留意し、これらの労働者に対する本制度の適用等について早急に検討を進めること。

八 新制度施行後の本制度の普及状況を的確に把握し、五年目ごとの見直し検討にこだわることなく、適宜本制度の見直しを行うこと。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和六十一年二月十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三、一二五、五〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		四、四六五、〇〇〇円	
第二項症		三、七二〇、〇〇〇円	
第三項症		三、〇六五、〇〇〇円	
第四項症		二、四二四、〇〇〇円	
第五項症		一、九六二、〇〇〇円	
第六項症		一、五八五、〇〇〇円	
第一一款症		一、四四七、〇〇〇円	
第二一款症		一、三一五、〇〇〇円	
第三一款症		一、〇五五、〇〇〇円	
第四一款症		八四八、〇〇〇円	
第五一款症		七五〇、〇〇〇円	

第八条第二項中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に、「五万四百円」を「五万四千円」に、「十万六千八百円」を「十一万四千円」に、「十万八千円」を「十万八千円」に、「十五万七千二百円」を「十六万八千円」に改め、同条第三項中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一一款症	四、七四九、〇〇〇円	
第二一款症	三、九四〇、〇〇〇円	
第三一款症	三、三八〇、〇〇〇円	
第四一款症	二、七七七、〇〇〇円	
第五一款症	二、二二七、〇〇〇円	

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に、三八二、四〇〇円以内の額を加えた額		

第一項症	三、四〇三、四〇〇円
第二項症	二、八三八、八〇〇円
第三項症	二、三四六、二〇〇円
第四項症	一、八五九、六〇〇円
第五項症	一、五二二、四〇〇円
第六項症	一、二二五、四〇〇円
第一款症	一、一一四、一〇〇円
第二款症	一、〇一四、一〇〇円
第三款症	八一五、三〇〇円
第四款症	六五八、七〇〇円
第五款症	五七九、五〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	三、六二〇、三〇〇円
第二款症	三、〇〇三、九〇〇円
第三款症	二、五七六、三〇〇円
第四款症	二、一一六、六〇〇円
第五款症	一、六九八、三〇〇円

第二十六条第一項中「五万四千円」を「五万四千円」に、「百四十四万円」を「百五十二万二千円」に改める。

第二十七条第一項中「五万四千円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に、「百四十四万円」を「百五十二万二千円」に、「百四十四万円」を「百五十二万二千円」に改め、同条第三項の表中「三三三、〇〇〇円」を「三五八、八〇〇円」に、「二六三、三〇〇円」を「二八二、六〇〇円」に改める。

〇〇円に、「二七八、四〇〇円」を「一九一、二〇〇円」に改める。

第二十八条中「又はその支給の請求」を削る。

第三十二条第三項中「五万四千円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

する。

第八条中「十一万七千九百円」を「十一万七千九百円」に、「十一万六千二百円」を「十二万二千四百円」に、「十二万四千四百円」を「十二万六千九百円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「五万四千円」を「五万四千円」に、「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第四条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項ただし書中「とする」を「とし、昭和六十二年七月十四日に同項の特別給付金を受ける権利を取得する者に支給する当該特別給付金に係るものにあつては、同年十一月一日とする」に改める。

附則第二十九項を附則第三十一項とし、附則第二十八項の次に次の二項を加える。

29 昭和五十八年三月三十一日以前に死亡した戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号。以下「法律第七十三号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事

情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日において、第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

30 昭和五十八年三月三十一日以前に死亡した戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和二十二年七月七日」とあるのを「昭和六十二年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において、第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

五八八

法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和五十四年四月一日」を「昭和五十八年四月一日」に、「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「昭和五十四年四月一日」を「昭和五十八年四月一日」に改め、同項第一号中「昭和五十四年四月二日以後昭和五十九年十月一日前」を「昭和五十八年四月二日以後昭和六十年十月一日前」に改め、同項第三号及び第四号中「昭和五十九年十月一日」を「昭和六十年十月一日」に改める。

第四条第一項中「二万円」を「三十万円」に、「一万円」を「十五万円」に、「二年」を「十年」に改める。

附則第二項中「昭和五十九年十月一日」を「昭和六十年十月一日」に改める。

附則第三項の前の見出し及び同項から附則第八項までを削り、附則第九項を附則第三項とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第四項中「五万四五百円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第四条、第五条及び附則第三条から附則第五条までの規定 昭和六十一年十月一日

二 第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十八條の改正規定 昭和六十二年四月一日

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和六十一年七月分の遺族年金及び遺族給与金については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十七條第三項の表中「三五八、八〇〇円」とあるのは「三四九、〇〇〇円」と、「二八二、六〇〇円」とあるのは「二七四、五〇〇円」と、「一九一、二〇〇円」とあるのは「一八五、一〇〇円」とする。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金(旧法附則第五項又は第八項に規定する者であつて、第三項の規定によりこの法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)第三條第一項の特別給付金を受ける権利を取得したものに係るものを除く。)については、なお従前の例による。

2 新法第三條第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号。以下「法律第二十九号」という。)附則第五條第

二項に規定する者

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号。以下「法律第七十三号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金又は旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者

3 法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、昭和六十一年十月一日において、新法第二条各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、昭和六十一年十月一日において当該戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。以下この項及び次項において同じ。)であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得

した者(同法附則第五項又は第八項に規定する者以外の者にあつては、同法による特別給付金及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者)に限る。

4 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十二号。以下「法律第二十二号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條中「昭和五十二年七月七日」とあるのを「昭和五十九年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、昭和六十一年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、昭和六十一年十月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、法律第二十二号附則第五條第三項又は附則第六條の規定により法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支

給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

5 前項の規定により新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する特別給付金の額は、新法第四条第一項の規定にかかわらず、その者が法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した日の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に定める額（前項に規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額）とする。

昭和五十一年十月一日	六十万円
昭和五十二年七月十四日	五十七万円
昭和五十四年十月一日	五十一万円
昭和五十五年十月一日	四十八万円
昭和五十六年十月一日	四十五万円
昭和五十七年十月一日	四十二万円
昭和五十八年十月一日	三十九万円
昭和五十九年十月一日	三十六万円
昭和六十年八月一日	三十三万円

（特別給付金の支給の特例）

第四条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（法律第二十二号附則第六条

昭和六十一年四月十一日 衆議院会議録第十九号

の規定により法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。）には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

第五条 昭和五十八年三月三十一日以前に死亡した法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和五十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項及び次項において同じ。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含むものとし、同法第三条第一項又は第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつた者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した場合を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していた

ときに限る。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一 この法律による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第二十八項又は第三十項に規定する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入つていないと認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三 当該戦傷病者等の死亡後法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項又は第二項の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日以前に婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていないと認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

3 昭和五十八年三月三十一日以前に死亡した法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金及び旧法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつた者であつて、法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日から七年

を経過した日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

4 第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「附則第二十八項又は第三十項」とあるのは「附則第二十九項」と、同項第三号中「法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項又は第二項」とあるのは「法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項」と、「十年」とあるのは「七年」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 第一項又は第三項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中三十万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円）とあるのは「五万円」と、「十年以内」とあるのは「五年以内」と、新法附則第二項中「昭和六十一年十月一日」とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則第五条第一項又は第三項の規定により第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日の属する年の十月一日」とする。

理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十一年四月十一日 衆議院會議録第十九号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改

善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給する等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

(一) 障害年金、遺族年金の額の引上げ

(1) 障害年金

ア 障害年金の額(第一項症の場合)

区分	現行	行
公務傷病	四、二四〇、〇〇〇円	四、四六五、〇〇〇円
勤務関連傷病	三、三三二、一〇〇円	三、四〇三、四〇〇円

イ 扶養加給額

区分	現行	行
配偶者	一五八、四〇〇円	一六八、〇〇〇円
その他二人までの一人につき	五〇、四〇〇円	五四、〇〇〇円
配偶者がなしのうちに一人に限り	一〇六、八〇〇円	(同上 一一四、〇〇〇円)

(2) 遺族年金及び遺族給与金の額

区分	現行	昭和六十一年七月分	同年八月分
公務死	一、四四〇、〇〇〇円	一、五一二、〇〇〇円	
勤務関連死	一、一四一、〇〇〇円	一、一九六、〇〇〇円	
公務(軽症)	一、一四一、〇〇〇円	一、一九六、〇〇〇円	
公務(重症)	一、一四一、〇〇〇円	一、一九六、〇〇〇円	
勤務(軽症)	三三四、〇〇〇円	三四九、〇〇〇円	三五八、八〇〇円
勤務(重症)	二六三、三〇〇円	二七四、五〇〇円	二八二、六〇〇円
勤務(軽症)	二六三、三〇〇円	二七四、五〇〇円	二八二、六〇〇円
勤務(重症)	二六三、三〇〇円	二七四、五〇〇円	二八二、六〇〇円
併発死	一七八、四〇〇円	一八五、一〇〇円	一九一、二〇〇円

(二) その他所要の改正を行うこと。

2 未帰還者留守家族等援護法の一部改正
未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて、次のとおり引き上げること。

現行	昭和六十一年七月分
月額 一一、〇〇〇円	二七、九〇〇円

3 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正
戦傷病者等の妻として支給を受けた特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となつてい

る者に対して、特別給付金(戦傷病者等の妻であつた期間に応じて額面六十万円又は百二十万円、十年償還の国債)を支給すること。

4 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正
(一) 戦傷病者等の妻に対して引き続き特別給付金を支給することとし、この場合十年間の国債償還額を六十万円と三十万円に統一すること。

(二) 特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等が平病死している場合、その妻に特別給付金(額面五万円、五年償還の国債)を支給すること。

5 施行期日

この法律は、昭和六十一年七月一日から施行すること。ただし、3及び4は昭和六十一年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図る

ため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給する等の措置を講ずることは時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和六十一年度一般会計予算(厚生省所管)に約三十三億円が計上されている。

なお、国債の償還分は、昭和六十二年以降において、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に特別給付金として約三百二十九億円が計上される見込みである。

昭和六十一年四月十日

社会労働委員長 山崎 拓

衆議院議長 坂田 道太

〔別紙〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の高齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに、援護の水準の引上げに伴つて被用者医療保険における被扶養者の取扱いが不利にならないよう配慮すること。

二 第二次大戦末期における閣議決定に基づく国民義勇隊及び国民義勇戦隊の組織及び活動状況等について明確にするとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

三 満洲開拓青年義勇隊開拓団については、関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問題解決のため努力すること。

四 戦没者遺族等の高齢化が進んでいる現状にかんがみ、これら遺族の心情に十分に配慮し、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡拝等については、更に積極的に推進すること。

五 生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

六 訪日調査により肉親が判明しなかった中国残留日本人孤児については、引き続き肉親調査に最大限の努力をするとともに、今後とも、日本人であることが判明した中国残留孤児については、すべて訪日調査の対象とすること。

多くの中国残留日本人孤児が帰国を希望している現状にかんがみ、これらの日本人孤児が一日も早く日本に帰国できるよう、中国帰国孤児定着促進センターのほか民間施設の活用を図るなどその受入体制の一層の整備を図るとともに、定着先における自立促進を図るため、関係省庁及び地方自治体が一体となつて、広く国民の協力を得ながら、諸施策の総合的な実施に遺憾なきを期すること。

七 かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等及び旧国家総動員法による被徴用者等に係る戦後処理のなお未解決な諸問題については、人道的な見地に立ち、早急に、関係各省が一体となつて必要な措置を講ずるよう検討すること。

八 原子爆弾による放射能、爆風、熱線等の傷害作用に起因する傷害、疾病を有する者に対する障害年金の支給及び死亡者の遺族に対する弔慰金、遺族年金等の支給に当たっては、現行援護法の適用につき遺憾なきを期すること。

九 ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うとともにその改善に努めること。

十 法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

右 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案 国会に提出する。

昭和六十一年二月二十五日
内閣総理大臣 中曽根康弘

二 議案の可決理由

本案は、港灣の整備に対する要請が量的に増大するとともにますます多様化している現状にかんがみ、港灣の整備を引き続き強力かつ計画的に実施するための措置として、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十一年四月八日
運輸委員長 山下 徳夫
衆議院議長 坂田 道太殿

郵便貯金法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和六十一年二月二十五日
内閣総理大臣 中曽根康弘

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和六十一年二月二十五日
内閣総理大臣 中曽根康弘

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和六十一年二月二十五日
内閣総理大臣 中曽根康弘

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和六十一年二月二十五日
内閣総理大臣 中曽根康弘

二 議案の要旨及び目的

本案は、昭和六十年代においても、貨物輸送の合理化、海外に依存する各種資源の安定的確保、港灣の利用の高度化への対応、地域振興のための基盤施設等の必要性が増大している実情にかんがみ、港灣整備事業の緊急かつ計画的な実施を更に促進するため、昭和六十一年度を初年度とする新港灣整備五箇年計画を策定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の要旨及び目的
本案は、昭和六十年代においても、貨物輸送の合理化、海外に依存する各種資源の安定的確保、港灣の利用の高度化への対応、地域振興のための基盤施設等の整備、船舶航行等の安全性の向上、港灣及び海洋の環境の整備等の必要性が増大している実情にかんがみ、港灣整備事業の緊急かつ計画的な実施を更に促進するため、昭和六十一年度を初年度とする新しい港灣整備五箇年計画を策定することとするものである。

二 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案（昭和六十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則
附則中第十七項を第十八項とし、第十六項の次に次の一項を加える。

17 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案（昭和六十一年法律第二十五号）による改正前

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書 郵便貯金法の一部を改正する法律案及び同報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

二 議案の要旨及び目的

本案は、港灣の整備に対する要請が量的に増大するとともにますます多様化している現状にかんがみ、港灣の整備を引き続き強力かつ計画的に実施するための措置として、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十一年四月八日
運輸委員長 山下 徳夫
衆議院議長 坂田 道太殿

郵便貯金法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和六十一年二月二十五日
内閣総理大臣 中曽根康弘

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和六十一年二月二十五日
内閣総理大臣 中曽根康弘

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和六十一年二月二十五日
内閣総理大臣 中曽根康弘

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和六十一年二月二十五日
内閣総理大臣 中曽根康弘

第二章第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二(省令への委任) この法律に規定するもののほか、預入、払戻し、預金者に対する貸付けその他の郵便貯金の取扱ひに關し必要な事項は、省令で定める。

第三十二条中「預入金額は」の下に、「省令の定める場合を除いて」を加える。

第三十三条中、郵便局又は貯金原簿所管庁においてを削る。

第三十七条の見出しを「払戻金の払渡し」に改め、同条第一項を次のように改める。

通常郵便貯金の払戻金の払渡しは、省令の定める場合を除いて、通帳の提示を受け、又は貯金原簿所管庁の発行する払戻証書と引換えに行う。

第五十五条の見出しを「払戻金の払渡し」に改め、同条第一項を次のように改める。

定額郵便貯金の払戻金の払渡しは、省令の定める場合を除いて、貯金証書又は貯金原簿所管庁の発行する払戻証書と引換えに行う。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除

第六十三条の四中、「第四十八条並びに第六十一条を」並びに「第四十八条」に改める。

第六十八条を次のように改める。

第六十八条 削除

第七十八条第二項中「第八十四条第一項の規定によりそれぞれ理事長及び監事に任命された」を「それぞれ理事長及び監事として選任され、第八十二條第二項の規定による郵政大臣の認可を受けた」に改める。

第八十一条第五号中「役員」を「役員の定数、選任方法その他役員」に改め、同条中第九号を第十

号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 評議員会に關する事項

第八十二条中「理事長一人、理事三人以内及び監事一人」を「理事長、理事及び監事」に改め、同条に次の一項を加える。

役員の選任は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条(評議員会) 振興会に、その運営に關する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

評議員会は、評議員二十人以内で組織する。評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、郵政大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第八十四条の次に次の一条を加える。

第八十四条の二(職員(の任命) 振興会の職員は、理事長が任命する。

第八十五条第一項中「郵政大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る」を「郵政大臣は、」に、「その役員を解任する」を「振興会に対し、その役員を解任すべき旨を命ずる」に改め、同条第二項を次のように改める。

郵政大臣は、振興会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することとができる。

第九十条中、「事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に改める。

第九十一条第一項中「提出して、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

第九十一条第一項中「提出して、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

第九十一条第一項中「提出して、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

第九十一条第一項中「提出して、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十八條第二項、第八十一条、第八十二条、第八十四条及び第八十五条の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の現行に郵便貯金振興会の役員である者は、同規定による改正後の規定に基づき選任され、郵政大臣の認可を受けたものとみなす。この場合において、これらの者の任期は、改正前の役員としての任期の残存期間とする。

理由

郵便貯金振興会の経営の活性化のため、その役員の選任が自主的に行われるようにする等により、その経営の自立化を図るとともに、郵便貯金業務の総合機械化の進展等に伴い関係規定の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、郵便貯金振興会(以下「振興会」という。)の経営の活性化のため、その役員の選任が自主的に行われるようにする等により、その経営の自立化を図るとともに、郵便貯金業務の総合機械化の進展等に伴い関係規定の整備を図るうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 振興会の役員である理事長及び監事の選任

については、郵政大臣の任命を認可に改めること。

2 振興会に、その運営に關する重要事項を審議する機関として、評議員会を置くこと。

3 その他郵便貯金の取扱ひに關する事務手続的事項の省令委任を行うこと等所要の規定の整備を行うこと。

4 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、1及び2の改正規定は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、郵便貯金振興会の経営の自立化を図るため、国の規制の緩和をすることのほか、郵便貯金事業の合理化、効率化の一環として、事務手続的事項の省令委任を行う等関係規定の整備を図るうとするものであつて、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十一年四月九日

衆議院議長 坂田 道太殿

通信委員長 宮崎 茂一

〔別紙〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に当たり、現下の郵便貯金事業をめぐる厳しい環境にかんがみ、政府は、次の各項の実現に努めるべきである。

一 郵便貯金会館の利用に対する地域住民の強い

要望に應えるため、今後とも一層その充実に努めること。

一 国民の強い要望である郵便貯金の利子非課税制度を存続させるとともに、国民が老後に備えて蓄える郵便貯金について特別の優遇措置を講ずること。

一 国民に対するサービスを向上させるため、郵便局の国債販売を早期に再開するとともに、市場金利による資金運用制度を創設し、金融自由化に適切に対応すること。

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案

国会に提出する。

昭和六十一年二月十四日

内閣総理大臣 中曽根康弘

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二二号)第三条の規定による都道府県に対する貸付金等の財源を緊急に確保し、もつて農業経営基盤の強化に資するため、昭和六十一年度及び昭和六十二年度における日本中央競馬会の国庫納付金の納付及び農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等を定めるものとする。

昭和六十一年四月十一日 衆議院会議録第十九号

(日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例)

第二条 日本中央競馬会は、昭和六十一年事業年度及び昭和六十二年事業年度において、毎事業年度、日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第二十七条の規定による国庫への納付をするほか、同法第二十九条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による特別積立金のうち三百億円の二分の一に相当する金額を当該事業年度の四月一日から六月三十日までの間に国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金(次条において「特別国庫納付金」という。)の額に相当する金額は、日本中央競馬会法第二十九条第一項の規定による特別積立金の額から減額して整理するものとする。

(農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等)

第三条 特別国庫納付金は、その納付された年度における農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とする。

2 前項の規定により農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とされる特別国庫納付金の額に相当する金額は、農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金及び当該貸付けに関する事務に要する費用の財源に充てるものとする。

附 則

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

理 由

農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金等の財源を緊急に確保し、もつて農業経営基盤の強化に資するため、昭和六十一年度及び昭和六十二年度における日本中央競馬会の国庫納付金の納付及び農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 日本中央競馬会は、昭和六十一年事業年度及び昭和六十二年事業年度において、日本中央競馬会法の規定による通常の国庫納付をするほか、特別積立金のうち五百五十億円ずつ合計三百億円を特別国庫納付金として、国庫に納付しなければならないものとする。

2 特別国庫納付金は、農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とし、農業改良資金の政府貸付金等の財源に充てるものとする。

3 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、農業改良資金の政府貸付金等の財源を緊急に確保する措置として妥当と認めるが、施行期日が昭和六十一年四月一日となつていて、公布の日を改める必要を認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和六十一年度農業経営基盤強化措置特別会計予算(農林水産省所管)に農業改良資金の貸付金等の財源に充てるために必要な経費として、日本中央競馬会から納付する特別国庫納付金の受入見込額五百五十億円が計上されている。

昭和六十一年四月九日

農林水産委員長 大石 千八

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

附 則 (小字及び一は修正)

この法律は、公布の日昭和六十一年四月一日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十一年二月五日

内閣総理大臣 中曽根康弘

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案及び同報告書並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

在外公館の名称及び位置 五九三

